

**暫定版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

**決算審査特別委員会保健消防分科会記録**

日	令和7年9月18日（木）（第3回定例会）			
時	休憩 午前10時0分 開議 （午後0時13分～午後1時15分） 午後3時14分 散会			
場所	第3委員会室			
出席委員	植草 豪	三井 美和香	石川 美香	黒澤 和泉
	野島 友介	前田 健一郎	石川 弘	小坂 さとみ
	酒井 伸二	中村 公江		
欠席委員	なし			
担当書記	渡邊 健嗣 佐藤 陽介			
説明員	<b>財政局</b> 税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務）			
	丸山 正明			
	保健福祉局			
	保健福祉局長	今泉 雅子	保健福祉局次長	横田 正明
	健康福祉部長	白井 耕一	医療衛生部長	藤原 淳一
	高齢障害部長	高石 憲一	保健福祉総務課長	清田 信之
	監査指導室長	江川 隆司	保健師活動推進担当課長	高塚 美佐
	保護課長	岡野 篤	不正受給対策室長	東前 嘉治
	地域福祉課長	中田 裕之	地域包括ケア推進課長	渡辺 一雄
	在宅医療・介護連携支援センター所長	久保田健太郎	健康推進課長	亀井 俊介
	受動喫煙対策室長	飯高 健一	歯科保健推進担当課長	山田 幸
	健康支援課長	金田 美恵	医療政策課長	串間 琢郎
	予防接種推進担当課長	酒井 名菜子	健康危機管理課長	岸本 直人
	健康保険課長	香取 良久	生活衛生課長	平野 大貴
	斎園整備室長	高石 英典	食品衛生担当課長	相良 真理子
	動物保護指導センター所長	川西 康隆	高齢福祉課長	和田 明光
	介護保険事業課長	渡邊 実	障害者自立支援課長	大坪 敬史
	こども発達相談室長	石野 智幸	障害福祉サービス課長	薄田 寛
	精神保健福祉課長	日高 健一	障害者相談センタ一所長	檜木 かおり
	こころの健康センター所長	野々村 司	総括主幹	赤岩 威俊

**暫 定 版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	介護保険管理課長 小室 裕紀 補佐	
審査案件	令和6年度決算 保健福祉局所管	
協議案件	指摘要望事項の協議	
その他	委員席の指定	
主 査 植 草 肇		

午前10時0分開議

○主査（植草 毅君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会保健消防分科会を開きます。

### 委員席の指定

○主査（植草 毅君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたします。

本日の審査日程につきましては、保健福祉局所管の審査を行った後、指摘要事項の協議をお願いいたします。

### 保健福祉局所管審査

○主査（植草 毅君） これより、保健福祉局所管の令和6年度決算議案の審査を行います。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり1番から、主要施策の成果説明書をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。保健福祉局長。

○保健福祉局長 保健福祉局でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、座って説明させていただきます。

令和6年度の歳入歳出決算状況につきまして、主要施策の成果説明書により説明させていただきます。なお、金額については、原則として100万円単位で申し上げます。

主要施策の成果説明書の85ページをお願いいたします。

保健福祉局には、一般会計のほか5つの特別会計がございますが、まず一般会計から御説明申し上げます。85ページ以降が、歳入歳出の決算額状況表となっております。

初めに、歳入の決算額ですが、次の87、88ページをお願いいたします。

表の一番下、計欄を御覧ください。

右側の88ページ、収入済額の欄ですが、収入済額は798億2,000万円で、不納欠損額は3億1,600万円、収入未済額は27億3,200万円です。

歳入の主なものが、前の86ページにお戻りいただきまして、表の右側、備考欄に記載のとおり、生活保護費収入、障害者介護給付費等収入など国、県からの負担金です。なお、88ページの不納欠損額3億1,600万円ですが、これは生活保護法第63条返還金や同法第78条徴収金などについて、生活困窮等の理由で納付されなかつたもののほか、生活保護法第78条徴収金や生活保護費過年度戻入金などで、徴収停止の措置を取った日から相当の期間を経過した後においても履行される見込みがないものや、債務者の破産などにより免責され回収不能となったものについて、千葉市債権管理条例に基づき債権放棄を行ったものなどです。

次に歳出ですが、歳出の決算額は89、90ページをお開きください。

表の一番下、計欄を御覧ください。

予算現額は1,606億1,800万円で、支出済額は1,493億1,800万円で、執行率は93.0%です。また、翌年度繰越額は52億8,500万円で、主なものは定額減税調整給付金事業費などです。

支出済額の主なものは、まず表の左側、上から款3・民生費では、支出済額は1,299億8,800万円で、主なものは備考欄にありますとおり、介護保険事業繰出金などの特別会計への繰出金、下のほうに行きまして、障害者総合支援、生活保護の扶助費などです。

続きまして、款4・衛生費です。衛生費の支出済額は193億3,000万円で、主なものは備考欄にありますとおり、予防接種、指定難病医療費助成、病院事業負担金などです。

右側90ページ、真ん中の欄、不用額についてですが、不用額は60億1,500万円です。これは、民生費では価格高騰重点支援給付金事業費において、対象世帯数が見込みよりも減となったこと、また衛生費では、予防費において高齢者向けの予防接種を受けた方が見込みよりも少なかったことなどによるものです。

91ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計です。

歳入の決算額は次の93、94ページになりますが、上の歳入の表の計欄を御覧ください。

右側のページ、94ページ、収入済額は772億9,600万円、不納欠損額は5億8,800万円、収入未済額は32億600万円です。収入未済額の主なものは、保険料の未納分です。なお、不納欠損額5億8,800万円ですが、これは国民健康保険料について、生活困窮等の理由で納付されなかつたものなどです。

次に、歳出の決算額は、また次の95、96ページになりますが、表の一番下、計欄を御覧ください。予算現額は811億1,200万円、支出済額は772億3,800万円で、執行率は95.2%です。

97ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計です。

歳入の決算額は、次の99、100ページになりますが、99、100ページの上の表の計欄を御覧ください。

右側のページ100ページ、収入済額は851億1,200万円、不納欠損額は6,500万円、収入未済額は2億7,100万円です。収入未済額の主なものは、保険料の未納分です。なお、不納欠損額6,500万円ですが、これは介護保険料について、生活困窮等の理由で納付されなかつたものなどです。

次に歳出ですが、歳出の決算額は、また次の101、102ページになりますが、上の表の一番下、計欄を御覧ください。

予算現額は847億7,500万円、支出済額は831億7,400万円で、執行率は98.1%です。

続きまして、その下、後期高齢者医療事業特別会計です。

歳入の決算額は、次の103、104ページになります、上の表の計欄を御覧ください。

右側104ページ、収入済額は155億3,600万円、不納欠損額は2,100万円、収入未済額は1億4,000万円です。収入未済額の主なものは、保険料の未納分です。

次に歳出ですが、歳出の決算額は下の表の一番下、計欄を御覧ください。

予算現額は154億4,800万円、支出済額は154億2,900万円で、執行率は99.9%です。

105ページをお願いいたします。

霊園事業特別会計です。

歳入の決算額は上の表の計欄ですが、右側のページ、106ページです。

収入済額は8億7,000万円、不納欠損額は163万円、収入未済額は1,600万円です。収入未済額の主なものは、墓地管理料の未納分です。

次に歳出の決算額ですが、次の107ページの上の表の計欄を御覧ください。

予算現額は9億1,800万円、支出済額は8億7,000万円、執行率は94.8%です。

私からの説明は、以上です。

引き続きまして、主な施策の概要と成果について、次長及び各所管部長より、新規・拡充事業を中心に御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○主査（植草 毅君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長 保健福祉局次長の横田でございます。失礼して、座って説明させていただきます。

それでは、主要施策の成果説明書109ページをお開きください。

一番上の1、生活保護についてですが、決算額は368億600万円であり、区分別の受給者・世帯数、支出額は記載のとおりでございます。

次に2、医療扶助適正化推進についてですが、決算額は4,900万円であり、生活保護受給者へのジェネリック医薬品の使用促進等の適正化に加え、健康管理支援を行う医療扶助相談指導員を全区に配置しました。ジェネリック医薬品使用率と健康管理支援者数は、記載のとおりでございます。

次に3、被保護者就労支援についてですが、決算額は1億6,300万円で、生活保護受給者の経済的自立に向け、就労支援員により約1,900名の方の支援を実施いたしました。

次に、110ページをお開きください。

4、生活困窮者対策についてですが、決算額は4億5,800万円です。1、生活自立・仕事相談センターですが、全区に設置し、自立相談支援やアウトリーチ支援員を配置し、生活困窮者などからの相談に対応する体制を整えております。また、相談支援体制を拡充するため、家計改善支援員を5人から6人に増員いたしました。新規相談受付件数と主な支援決定件数は、記載のとおりでございます。

次に2、住居確保給付金ですが、離職等により住居喪失のおそれがある方などに対し、家賃相当額を支給いたしました。支給決定件数は、記載のとおりでございます。

次に3、生活保護世帯等学習・生活支援ですが、中学2年生と3年生に対して学習支援や生活習慣の改善に関する支援などを実施するほか、中学1年生がいる生活保護受給世帯に対し、学習意欲向上に向けたセミナーの開催や模擬授業などを実施いたしました。学習支援の延べ開催回数と延べ参加者数は、記載のとおりでございます。

次に、111ページをお開きください。

5、物価高騰への対応についてですが、決算額は115億2,500万円でございます。電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者支援として、住民税非課税世帯や定額減税をしきれない方に対して給付金を支給いたしました。それぞれの支給額と支給済件数は、記載のとおりでございます。

局課に関する説明は、以上でございます。

○主査（植草 毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長 健康福祉部長の白井でございます。失礼して、座って説明させていただきます。

112ページをお願いいたします。

初めに、1、重層的・包括的支援体制の構築ですが、社会から孤立するなど必要な支援が届いていない方を支援するため、福祉まるごとサポートセンターにおきまして、新たに本人との

信頼関係の構築に向けた家庭訪問等を行いました。また、相談対応の質の向上や職員の負担軽減につなげるため、千葉県及び県内8市で相談記録作成支援システムを共同調達し、運用を開始いたしました。

次に、2の民生委員協力員の増員ですが、民生委員の負担軽減と新たな担い手の確保につなげるため、主任児童委員にも民生委員協力員制度の利用ができるよう制度を拡充いたしました。

次に3、認知症の早期発見・早期対応ですが、認知症の早期発見・早期対応の体制を整備し、認知症の人や家族に対する支援の充実を図るため、医療機関等との連携により、認知症に係るもの忘れチェック事業を行いました。

次に4、在宅医療拠点整備ですが、在宅医療拠点といたしまして全世代向けに支援を実施するため、医療的ケア児などに関する専門職の連携支援を行えるよう、在宅医療・介護連携支援センターに連携コーディネーターを増員いたしました。

113ページをお願いいたします。

5、口腔保健支援センター設置ですが、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、健康推進課内に口腔保健支援センターを設置し、市民への歯科口腔保健に係る広報・啓発を実施いたしました。

次に6、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ですが、フレイルが疑われる高齢者に対する保健指導や、通いの場への積極的な関与などを進めるため、新たに中央区及び緑区に専任の医療専門職を配置し、全区で実施いたしました。

次に7、がん患者支援ですが、がん患者の治療と社会参加などの両立、療育生活の質の向上及び経済的負担の軽減を図るため、治療に伴う外見の変化に対応するために購入した補整具等や、在宅療養に係る費用の一部を助成いたしました。

次に8、受動喫煙防止の推進及び禁煙の支援ですが、健康増進法及び千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づく受動喫煙対策や周知啓発等を行うとともに、喫煙及び受動喫煙による健康被害を防止するため、知識の普及啓発や、禁煙外来治療費の一部助成をいたしました。

114ページをお願いいたします。

9、妊娠・出産包括支援ですが、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するため、各保健福祉センター健康課内に母子健康包括支援センター、現在のこども家庭センターを設置しており、伴走型相談支援や産婦健康診査後の医療機関との連絡調整など、必要な支援を行うための体制を確保いたしました。

また、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を、助産師の家庭訪問による訪問型、医療機関または助産院に宿泊する宿泊型、医療機関または助産院に通う日帰り型で実施しており、令和6年度からは訪問型につきまして、対象となる乳児の年齢を産後5か月未満から産後1年未満に拡充いたしました。

そのほか、産後鬱予防や新生児への虐待予防を図るため、産後間もない時期の産婦に対しまして産婦健康診査の費用を助成いたしました。

次に10、新生児検査ですが、新生児の先天性代謝異常等について、早期発見・早期治療につなげるため、新たに2疾患の検査費用の公費負担を行いました。

115ページをお願いいたします。

11、不妊・不育対策ですが、不育症の治療に係る経済的負担の軽減を図るため、検査費用を

助成したほか、不妊専門相談センターにおきまして、医師、助産師による面接相談や、保健師、助産師による電話相談を実施いたしました。

次に12、指定難病医療費助成ですが、指定難病の診断を受け病状の程度が一定以上の市民に對しまして、医療費等に係る費用を助成いたしました。

116ページをお願いいたします。

13、検診ですが、疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診、健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周病検診を行いました。このうち、歯周病検診につきましては、対象者を30歳の市民にも拡大いたしました。なお、各検診の実施状況は記載のとおりでございます。

最後に、14、高齢者医療、後期高齢者保健ですが、後期高齢者医療制度に加入する被保険者を対象に健康診査や歯科口腔健康診査を実施したほか、1日人間ドック、脳ドック費用の一部を助成いたしました。

健康福祉部の説明は、以上でございます。

○主査（植草 毅君） 医療衛生部長。

○医療衛生部長 医療衛生部長の藤原でございます。着座にて失礼いたします。

初めに、一般会計について説明させていただきます。117ページをお願いいたします。

初めに1、救急医療確保対策ですが、休日や夜間における、一次医療機関では対応できない重症患者を受け入れる二次医療機関等を確保いたしました。

2、休日救急診療所運営ですが、当該診療所は三師会等の協力の下、公益財団法人千葉市保健医療事業団を指定管理者として、日曜、祝日、年末年始における急病患者に対する様々な初期医療を提供しているほか、特殊歯科診療では、要介護高齢者や心身に障害のある方などを対象とした予約歯科診療を行っております。受診者数と診療科目ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

118ページをお願いいたします。

3、予防接種ですが、1、定期予防接種に係る対象者数、接種率などにつきましては、記載のとおりです。

119ページをお願いいたします。

2、H P Vワクチン予防接種の積極的勧奨などとして、定期接種、キャッチアップ接種対象者にH P Vワクチンに関するリーフレットと案内文を個別送付するとともに、接種費用を負担いたしました。接種者数については、記載のとおりです。

3、風疹対策、4、麻疹対策の実施状況につきましては、記載のとおりです。

120ページをお願いいたします。

4、感染症対策ですが、1の感染症の予防・まん延防止に係る取組として、(1)の高齢者施設をはじめとする社会福祉施設への訪問指導、(2)に記載の学校や地域団体、イベントを通じた感染症予防に関する普及啓発を実施いたしました。(3)の感染症発生動向調査、(4)の結核対策、(5)の性感染症対策に係る取組状況につきましては、記載のとおりです。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、2の新興感染症対策として、新興感染症の蔓延時に保健所業務を支援するI H E A T要員に対する研修や、新型インフルエンザ等の対策に係る訓練を実施いたしました。

5、高齢者医療ですが、1、後期高齢者医療療養給付費負担金は、後期高齢者医療制度の保険給付費のうち12分の1を市が負担するもので、86億7,600万円を千葉県後期高齢者医療広域連合に納付したものです。

6、平和公園拡張建設ですが、市民の墓地需要を踏まえた安定的な墓地の供給を図るため、平和公園A地区の墓地整備などを行いました。

7、斎場のあり方検討ですが、今後も増加する火葬需要を踏まえた斎場の在り方について検討するため、調査研究を行いました。

121ページをお願いいたします。

8、環境衛生指導ですが、環境衛生対策として、記載のとおり、(1)の環境衛生関係施設に対する監視指導、(2)の住居の衛生に係る相談等を行いました。

9、食品衛生指導ですが、1、食品衛生指導業務として、(1)、(2)に記載の関係施設の新規営業許可、監視指導計画等に基づく施設の監視、食品衛生推進員による巡回指導を行いました。

次に、122ページをお願いいたします。

10、動物愛護ですが、1の動物愛護施策の推進を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を継続するとともに、市獣医師会の協力の下、動物保護指導センターに収容した傷病動物の治療を行いました。また、猫の順化部屋の活用やボランティア、イオンペット株式会社の協力を通じた譲渡推進に引き続き取り組んだほか、(仮称)動物愛護センター整備に係る基本計画を策定いたしました。

2の狂犬病予防対策、犬猫の収容状況につきましては、記載のとおりです。

123ページをお願いいたします。特別会計についてでございます。

2、国民健康保険事業特別会計ですが、1、加入状況としては、年度平均の被保険者数が16万941人、世帯数は11万5,380世帯となっております。なお、被保険者数、世帯数とともに、後期高齢者医療制度への移行などにより減少傾向にございます。

2、保険給付ですが、総額は520億1,200万円で、昨年度比で22億700万円の減となっております。(1)の療養給付の表の中の、被保険者、保険者双方が負担した医療費の総額である費用額は、表の中段の計欄に記載のとおり612億1,100万円。保険者として市が負担した給付費である支出額は、449億2,500万円となっております。(2)の高額療養給付、(3)その他の給付の出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金の件数等につきましては、記載のとおりです。

3、国民健康保険事業費納付金、232億7,900万円は、県内市町村が県全体の保険給付費等を賄うために、県に納付したものでございます。

5、口座振替の利用促進ですが、国民健康保険料の徴収率アップを目的として、新規に口座振替登録をした方に抽せんでクオカード等を贈呈いたしました。

次に、124ページをお願いいたします。

3、後期高齢者医療事業特別会計の1、加入状況ですが、被保険者数は年度平均で14万6,688人、年度末で14万8,984人となっておりますが、高齢化の進展に伴い人数は増加傾向にございます。

2、後期高齢者医療広域連合納付金153億3,900万円は、被保険者から収納した保険料を広域連合に納付したものです。

最後に4、霊園事業特別会計ですが、1、霊園事業については（1）の桜木霊園と平和公園の管理運営の中の、イの桜木霊園合葬墓については501体分を、オの平和公園樹木葬墓地につきましては892体分の墓地供給を行いました。両霊園に返還された墓地の再供給区画数、桜木礼堂の保管数につきましては、ア、ウ、オに記載のとおりです。また（2）に記載のとおり、両霊園における良好な墓参環境づくりに向けた環境整備を行いました。

最後に2、斎場事業ですが、（1）火葬件数の総数の計欄に記載のとおり、1万1,276件の火葬を行いました。（2）の式場使用件数から（4）の靈柩車の使用件数につきましては、記載のとおりとなります。

医療衛生部の説明は、以上でございます。

○主査（植草 毅君） 高齢障害部長。

○高齢障害部長 高齢障害部長の高石でございます。座って説明させていただきます。

125ページをお願いいたします。

1の高齢者eスポーツ普及ですが、高齢者の生きがい向上や健康増進、外出促進による介護給付費の削減を図るため、いきいきプラザ・センター15施設へeスポーツに必要な機器を整備しました。また、体験会や講座等を開催し、参加者は1万5,101人でした。

2の生涯現役応援センター運営ですが、高齢者の就労や地域活動など、多様な社会参加ニーズに対応するため、相談窓口の設置や一元的な情報提供を行い、社会参加を促す拠点として運営しております。センターには491件の相談があり、就労などをマッチングした件数は364件でした。また、商業施設の催事場などで出張相談を100回開催し、相談者数は760人でした。

4の介護人材の確保のうち、1の処遇改善加算等取得支援ですが、市内の介護事業者に対し、処遇改善加算の取得を支援するため、19の事業所へアドバイザーの派遣を行いました。

126ページをお願いいたします。

2の介護職員研修受講者支援ですが、より質の高い介護人材を確保するため、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の修了者を対象に、研修受講費用を助成しました。助成人数は、初任者研修修了者が75人、実務者研修修了者が155人でした。

127ページをお願いいたします。

8の介護職の魅力向上パンフレット配布ですが、介護の仕事に興味を持つきっかけとして、市内の中学1年生を対象に、介護職の仕事内容や魅力を伝えるパンフレットを9,000部作成し、配付しました。

5の特別養護老人ホーム整備費助成ですが、社会福祉法人が設置する特別養護老人ホームについて、昨年度竣工した1施設の整備法人に対し、建設費の助成を行いました。また、竣工した1施設には開設準備経費の助成も行いました。

6の養護・軽費老人ホーム大規模修繕助成ですが、利用者の利便性低下を防ぐため、老朽化した養護・軽費老人ホームについて、大規模修繕工事を実施した2施設に対し修繕費の助成を行いました。

7のこども発達相談室開設ですが、障害の早期発見及び早期支援を行う体制を整備するため、未就学児の発達に関する相談窓口、こども発達相談室を令和6年11月に開設しました。相談実人数は216人で、相談延べ件数は378件でした。

128ページをお願いいたします。

8の発達障害児者の理解促進ですが、発達障害児者の理解促進を図るため、市民向けにパンフレットを1万5,000部作成し、配布しました。

9の視覚障害者自立生活訓練ですが、視覚障害者の日常生活の質の向上を図るとともに、社会参加を促進するため、視覚障害者自立生活訓練にスマートフォン操作研修を追加しました。

10の障害者雇用の促進ですが、一般就労を希望する障害者と雇用現場のマッチングを促進するため、障害者職場実習事業を実施しました。

2ページ飛びまして、131ページをお願いいたします。

13の療育センター大規模改修ですが、療育センターの大規模改修を行うため、仮設プレハブを設置し、施設機能の一部を仮移転しました。

14のひきこもり地域支援センター運営ですが、ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じて、電話・来所のほか、訪問支援や出張相談などを実施しました。

132ページをお願いいたします。

15の精神保健福祉のうち、5の入院者訪問支援事業ですが、入院者の孤独感、自尊心の低下等を解消するため、訪問支援員を派遣し、件数は5件でした。

16の自殺対策ですが、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、地域自殺対策推進センターを中心に普及啓発などを実施しました。

次に、134ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計です。

1の介護保険の1、介護保険事業運営のうち、(1)被保険者数ですが、第1号被保険者数は令和6年度末で25万7,518人、前年度比0.2%の増となっております。(2)の要介護(要支援)認定の状況ですが、下の表イの要介護(要支援)認定者数は、計の欄5万1,839人、前年度比4.5%の増となっております。

135ページをお願いいたします。

(3)の保険給付状況ですが、支出額の合計は782億2,900万円で、前年度比5.1%の増となっております。

次に2、地域支援事業の(1)総合事業のうち、フレイルハイリスク者への情報提供ですが、特定健診、健康診査の結果から把握したフレイルのおそれがある高齢者7,747人のうち、口腔機能低下のおそれがある高齢者4,198人に対し、口腔機能健診の受診を勧奨しました。

136ページをお願いいたします。

フレイル改善(モデル実施)ですが、フレイル状態の高齢者9人に対して、リハビリテーション専門職が自宅を訪問し、身体機能及び生活機能の改善に向けた支援をモデル実施しました。

次に(2)包括的支援事業のうち、あんしんケアセンター運営ですが、高齢者の相談窓口であるあんしんケアセンターについて、多様化するニーズに適切に対応するため、包括3職種を149人から155人へ増員しました。

保健福祉局の説明は、以上でございます。

○主査(植草毅君) ありがとうございました。

それでは、これより質疑をお願いしたいと思いますが、審査初日となりますことから、委員の皆様に申し上げます。

御質疑等の際には、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べてください。いずれも、答弁

並びに意見要望を含め、45分を目安とさせていただきます。

なお、10分ぐらい前になりましたら残り時間をお知らせしますので、時間内で御発言をまとめていただきますよう、御協力のほどお願ひいたします。

また、委員の皆様には、令和6年度の決算審査であることを十分踏まえ御発言いただくとともに、所管におかれましては簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

なお、委員外議員が質問を希望された場合の取扱いについては、当分科会の委員の局ごとの質疑が全て終了した後に協議決定いたしますので、御了承願います。

それでは、御質疑等ありましたらお願いいたします。石川弘委員。

○委員（石川 弘君） 一問一答でお願いします。

125ページの、高齢者 e スポーツ普及、新規事業の件です。まず、昨年度から新たに実施したことですが、どのように実施したのか、お伺いさせていただきます。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

既に高齢者向けに e スポーツを実施しておりました、千葉市老人クラブ連合会を講師として各施設に招きまして、事業実施におけるポイントや運営上の注意点を把握するとともに、プラザ・センター職員に健康ゲーム指導士資格の取得を勧め、e スポーツ事業として全施設横断的に実施するよう働きかけました。また、地域に出向いて体験会を開催するとともに、施設内に常設することでゲームに触れやすい環境づくりに取り組みました。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川 弘君） 実施してきた中で、どのような点が課題であると認識していますか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

事業でのゲーム機器の使用に際しまして、ゲーム機メーカー、ソフトメーカーとのライセンス協議を行ったのですが、ゲーム機と e スポーツを結びつけないことや、高齢者の利用に限り、子供や障害者を含めた利用を行わないことなどの制限が課され、利用者に対する効果的な周知を行うことができなかつたと考えております。

引き続き、メーカーのライセンスを順守しつつ、許容された範囲の中で効果を発揮できるような周知を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川 弘君） ありがとうございました。

最後になりますが、課題を踏まえて、今後どのように対応していくのか、教えていただけますか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

ゲームの利用に不慣れな高齢者に、無理なく安全に楽しく取り組んでいただけますよう、プラザ・センター職員に健康ゲーム指導士資格の取得を推進します。さらに、あんしんケアセンターや生活支援コーディネーターへの周知により、地域への出張事業の機会を増やし、取組の

普及促進を図ってまいります。

また、利用者が飽きることなく継続して取り組みますよう、利用者の声を全施設で共有し、効果的な事業の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川 弘君） どうもありがとうございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川美香委員。

○委員（石川美香君） では、一問一答でお願いします。

まず、110ページの生活困窮者対策についてです。

生活自立・仕事相談センターですが、家計改善支援員が5名から6名に増員されたと思います。その効果はいかがでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

家計改善支援の支援対応件数につきましては、令和5年度の2,419件から、令和6年度は2,090件（後に「2,906件」と訂正）に増加しております。これまで、相談までに最長で2週間程度の順番待ちが生じることがございましたが、増員によりまして相談までの待ち日数が改善しております。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。相談件数が増加しているとのことですが、御相談に乗った上で実際に改善につながっていますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

家計改善支援の利用によりまして、家計の収支見える化することで、本人にも見えていなかった家計に関する課題を整理して解決を図っていくことによりまして、生活の改善につなげております。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。

私のところにも、生活保護になっている方で、なかなかそのお金の中でやりくりができない、やはりこちらの仕事相談センターにお世話になりたい方がいらっしゃったのですけれども、説得してやっと相談をするようになったのですが、連絡が来るまで少し期間が空いてしまったことによって、やはりやりたくないと言われる方もいらっしゃいます。このような増員をぜひしていただいて、早急に相談までいけるようにしていただけることがとても大事かと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、住居確保給付金について伺います。

予算では、申込みの見込みが180件とされていたと思うのですが、実際の支給決定件数は250件となっております。予定より多く支給となったのは、どのような理由でしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

住居確保給付金の支給実績につきましては、令和3年度が1,314件、4年度が550件、5年度が279件と、コロナ禍以降に緩和されました支給要件が従前に戻りましたことによりまして、支給件数が大きく減少していることを勘案しまして、令和6年度の件数を見込んだところでございます。

この令和6年度の実績につきましては、前年度よりも件数が減少しておりますが、当初見込んでいた減少幅よりも縮小しております。この見込み件数以上の実績となった状況でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） では、コロナ禍以降に緩和されると思っていたけれども、まだ件数が多かったとのことで、令和7年度もまた件数が減らない可能性もあるかと思いますが、どのような対応をされていく予定でしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

この住居確保給付金につきましては、必要な予算を確保している状況ではございますが、昨年同様、見込みよりも件数が増加した場合につきましては、適切に補正予算等の確保によりまして給付が滞らないように対応していきたいと考えております。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。増えるかもしれない予算確保をされたとのことでした。しかし、根本的に住居確保給付金を使わなくてもいいようにするように、仕事相談センターにつなげるなど、給付しなくてもいいような方法をぜひ検討していただいて、皆さんが仕事に就くなど、これから生活がスムーズにいくような対応も考えていただければと思います。

続きまして、生活保護世帯等学習・生活支援ですが、定員が330名となっております。こちらは総数ですが、実際の参加人数は何人でしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

令和6年度の参加申込者数は、324人となっております。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。ホームページでは、14か所の公共施設で学習を実施していると書いてありましたけれども、具体的には、どのような場所で、どのような内容でセミナーを行っておりますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

学習支援は、各区保健福祉センターのほか、参加見込みの多いコミュニティーセンターなどで開催しております。高校への進学に必要な学力の向上を図るために、生徒3名につき1名の支援員をつける個別指導で実施をしております。

季節の行事や体験教室、キャリア教育等のイベントのほか、個別面談等の実施によりまして、生活習慣の改善、保護者の養育支援や生活環境の向上を図る取組を実施しております。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。生徒3名につき1人が指導してくださるとのことでの、ぜひ高校の進学につながればいいと思います。

この中で、保護者の養育支援とありますが、やはり子供たちに勉強をやってもらうだけではなく、保護者の意識が変わっていくこともとても大事かと思います。保護者の養育支援とは、どのようなことをしていますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

保護者の中には、やはり生活リズムが整っていないといったことで、これは食事等にも関係してきますが、その生活リズムが子供にも影響していることがございます。したがって、まず保護者のどのような生活環境等を改善させながら、やはりそのような生活リズムが崩れていることが、子供の家庭内学習が身についていないことなどにも関係しております。そのようなところの養育の支援等を、家庭訪問等によりまして面談を行って支援を実施しているところでございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。やはり、保護者への指導などもとても大事かと思います。

生徒は324名が参加されていますが、そのように、指導や養育支援ができるいる保護者の方は何人ぐらいでしょうか。もしあれでしたら、また後で構いません。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

すみません、養育支援の部分につきましては手持ちの数字がございませんので、また後ほど御提出させていただきたいと思います。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。ぜひ、多くの保護者の方にもいろいろと、食事の面や早寝早起きなどの部分でお子さんと関わっていくことがとても大事かと思いますので、1人でも多くの保護者の方との対話ができればいいかと思います。

続きまして、112ページの1番の重層的・包括的支援体制の構築です。こちらは、福祉まるごとサポートセンターで相談記録の作成支援システムを使っているとのことですですが、どのようなシステムなのか、また、そちらを使って業務負担はどれくらい減りましたでしょうか。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

相談記録作成システムですが、その相談の質の確保と相談員の記録作成負担軽減のために、リアルタイムで相談時の音声情報をテキスト化し要約するといった機能を搭載したシステムとなっております。

システムの仕様につきましては、主に電話相談のケースとなっておりまして、直近の7月の実績では836件あった電話相談のうち、305件でシステムを使用いたしました。記録作成にかかる事務量の削減効果としましては、約30%と推計しております、相談員の業務負担軽減に寄与しておるものと考えております。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。こちらの福祉まるごとサポートセンターでの御相談は多岐にわたるので、相談の記録を取ることがとても大変かと思います。ぜひ、このようなシステムを利用して、業務負担していただければと思います。

お聞きしたいのは、836件のうち305件でシステムを使用したことですが、全件使用することはなかなか難しいシステムなのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

836件の電話相談と言いましても、どこに相談してよいか分からぬ相談の場合に、数分で終わるような相談の場合はシステムを使って効率化することはありません。基本的には、新規で長い相談等に利用することで効果を発揮するシステムとなっておりますので、全件での使用は実態としてやっておりません。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 理解いたしました。ぜひ、福祉まるごとサポートセンターの方々はお電話対応でとても大変だと思いますので、簡略化できる仕事に関してはこのようなシステムを利用して相談時間に充てていただければと思います。

続きまして、民生委員協力員の増員について伺いたいと思います。

主任児童委員で、民生委員協力員制度を利用した方はいらっしゃいますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

令和6年度の途中から、主任児童委員にも協力員を配置できるように変更いたしまして、令和6年度中に制度を利用した主任児童委員はおりませんでした。理由といたしましては、協力員の必要性を感じている主任児童委員は一定数おりますが、その中で候補者を探すところで時間を要したことなどが挙げられます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 分かりました。なかなか、民生委員になる方を探すのが難しいことが理解できました。

あとは、予算時には民生委員を143名から159名に増員する予定となっていたと思うのですが、実際には146名となっております。そちらの原因などは分かりますか。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

先ほど言った主任児童委員の協力員の配置で、16人の増を考えておりましたが、主任児童委員に協力員が配置できなかつたことが一つの原因でございます。なお、民生協力委員総数は、現在は153人おりまして、そのうち主任児童委員にも3人の協力員が配置されております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。

先日、民生委員の方とお話しした際には、1人で百何人を受け持っているとのことで、また

民生委員の方自体も比較的高齢の方が多いので、後継人がなかなか難しいとお話しされました。

市としては、これからそのような民生委員の方を増やしていく部分で、どのような課題や、このような取組をしていきたいなどはありますか。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

市としましても、民生委員の担い手不足につきましては、高齢化などについては課題として捉えております。その担い手確保の部分で言いますと、今ですと働きながらでも民生委員をやっていけることが大切かと思っております。

そのように、働きながらでも民生委員ができるように、業務の精査等を今後行っていきたいと考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございました。民生委員の方が、なかなか仕事が大変だとの思いがあるかもしれません。働きながらでもできる、簡略化して皆さんでもできるというようなアピールをぜひしていただいて、民生委員の方も増やしていただければと思います。

次に、113ページの口腔保健支援センターについて伺いたいと思います。

歯科口腔保健に関する広報啓発はどのように行ったのか、また設置後はどのような効果がありましたか。

○主査（植草 毅君） 健康推進課歯科保健推進担当課長。

○健康推進課歯科保健推進担当課長 健康推進課歯科保健推進担当課長です。

協会けんぽと連携して、市内の加入事業者向けに歯周病啓発動画を配信したほか、口腔の健康に関する市政出前講座、市の職員向けの講座、健康づくり推進事業所の従業員への周知啓発、区民まつりやホームタウン千葉市デーなどのイベントで啓発活動を実施いたしました。

効果といたしましては、幅広い世代の方に歯科口腔に関心を持っていただけたことと、各関係機関が抱える歯科の課題を把握いたしまして、今後課題解決に向けて連携するきっかけになっております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。口腔ケアは糖尿病などいろいろな病気の原因ともなるので、ぜひ広報をさらに進めていただいて、皆さんのが健診を受けられるようにしていただければと思います。

続きまして、114ページの妊娠・出産包括支援について伺いたいと思います。

こちらは訪問型を拡大されたとのことで、産後5か月から1歳未満の方に拡大したと思います。この拡大したことによって、利用人数はどれくらい増えたのか。また、利用者の感想や評価はいかがでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

産後ケア事業の訪問型におきまして対象年齢を拡大した効果についてですが、令和5年度と

令和6年度の利用者数を比較したところ、実利用者で234人増加しており、卒乳の相談ができるなど市民ニーズに対応した一定の効果があったものと認識しております。

利用者の感想や評価についてですが、令和6年8月に4か月健診対象の保護者に実施した産後ケア事業全般についてのアンケートでは、訪問型の自己負担料が高い、訪問に抵抗があるなどの御意見がある一方で、卒乳のタイミングで利用したい、兄弟がいて外出することが困難だったため助かったなどの御意見がありました。

今後も、アンケートにより利用者の御意見などを伺うとともに、事業評価に役立ててまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。産後ケアは、出産した後のお母さんが鬱になったり自殺されたりする悲しいこともありますので、充実することはとても大事だと思います。私自身も初めて議員になったときに産後ケアについて一般質問させていただきまして、金額が高いなどと言われていただいたのですが、今回、金額も今年度から半額になるので、そちらはとてもうれしく思っています。

申請がなかなか大変な方もいらっしゃるので、申請の簡略化などもしていただければと思います。そちらは要望させていただきたいと思います。

続きまして、115ページの不妊・不育対策です。

不育対策で不育症検査ですが、国の制度で費用の7割が助成されることですが、助成件数がゼロとなっております。こちらは、どのような原因でしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

助成対象となる不育症検査は、厚生労働省が先進医療として告示した検査であり、保険診療や一部の自費検査は対象外であることや、検査を受けられる医療機関が限られていることが原因として考えられます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございました。利用する方にとってはなかなか使いづらい制度になっている可能性もあるので、このようなことを市から国に伝えていくこともとても大事かと思います。不妊治療に関しては比較的皆さんに浸透しているのですが、不育症に関してはまだ浸透していないと思います。そちらもぜひ、広報をやっていくことも大事かと感じます。

続きまして、116ページの検診の5番の歯周病検査です。今回から30歳の検診もできたと思います。受診者が728人だと思うのですが、対象者に対して受診率はいかほどでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。令和6年度に30歳になった方、1万781人を対象としておりまして、受診率が6.8%となります。

以上です。

○主査（植草 毅君） ありがとうございます。まだ6.8%で、こちらも受診率が増えていくことが大事かと思います。

受診者に対して9割の方が要指導、要医療受診となっていることに驚いたのですが、歯周病対象者に対して受診後どのような対応をしているのか。予防方法や改善の指導は、どのように行われていますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

検診結果の説明及び歯科保健指導は、検診当日に行うことを原則としておりまして、本人にお返しする歯周病検診結果のお知らせに、歯と歯茎の状態や口腔内の健康維持のための目標を記載するとともに、セルフケアの方法や定期的な歯科受診勧奨などを受診者に説明しております。なお、治療が必要な方については、必要に応じて医療機関の受診勧奨を行っております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。比較的、検診を受ける方は歯をふだん意識している方がかと思うのですが、そのような方が9割も対象になっているということですので、受診されない方が検診に行くことも大事ですし、ふだんから歯磨きの仕方などを周知していくこともとても大事かと思います。先ほども言いましたが、やはりいろいろな病気の原因ともなりますので、とてもこれから大事な検診だと感じました。

最後になりますが、116ページの高齢者医療について伺いたいと思います。

予算では6億3,200万円程度だったと思うのですが、実際には5億1,700万円となっています。1億1,500万円減額となったのには、どのような原因がありますか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

主に、1の後期高齢者特定健康診査の減であります。対象者には受診券シールを送付とともに、市政だよりや市ホームページなどを活用して受診勧奨を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控え等により低迷したまま、その後横ばいの状況が続いております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） コロナによって高齢者の方が健診を控えてしまったまま、そのままになっていることで理解しました。対象者に対して、実際に健診を受けている方はいかほどでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

令和6年度の実績で申し上げますと、健診対象者の方が14万3,983人に対しまして、健診受診者の方が4万4,077人となっております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） では、3分の1以下ですので、またぜひコロナ前までのように健診の率が上がるようにしていただきたいと思います。まずは健診で病気にならないことがとても大事かと思いますので、健診を勧めていくようにしていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○主査（植草 毅君） ただいま、石川委員より保護者への養育支援について資料請求がありました。欲しい方はいらっしゃいますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○主査（植草 毅君） では、全員分の資料を要求いたします。お願ひいたします。

ほかに。野島委員。

○委員（野島友介君） では、一問一答でお願ひいたします。

まず生活保護についてですが、この間、扶養照会について申請者が照会を希望しない場合の対応について、お伺いします。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

生活保護申請者から扶養義務者の状況を聞き取りまして、申請者が照会を希望しない場合につきましては、その理由について丁寧に聞き取りを行います。そして、国通知に基づきまして、扶養義務者のうち調査が適当でない方、あるいは扶養義務の履行が期待できない方に該当するか否かを検討して対応しております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 千葉市がこの扶養照会の対象者としてリストアップした親族のうち、実際にどれだけ照会したかなどの数値は把握していますか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

すみません、扶養能力調査の全数は現在手元にございませんので、後ほど御回答させていただきたいと思います。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。自治体で、結構照会した件数にはばらつきがあるようです。5%ぐらいから80%ぐらいまでばらつきがあるので、千葉市ではどうかが気になったわけでございます。丁寧な聞き取りをというところで、この丁寧な聞き取りがどの程度のことなのかは少し気になるところではあります。

やはりこの生活保護を申請することをためらう方がまだいらっしゃいまして、親族に知られるのが嫌で保護の申請ができないと言われる方も結構いらっしゃいます。本当に、扶養照会があるからと今の生活を送り続けて、最悪の場合、生死に関わりますので、国の基準ではあるけれども、扶養照会はやはり行えないほうがいいと感じたわけでございます。

次の質問です。就労支援員について、18人が配置されていますが、昨年度の効果と、これ自体にノルマなどの設定があるのか、目標値のような設定が課されているのかをお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

令和6年度の実績につきましては、支援者数2,646人に対しまして、就労開始は890人、保護廃止は84世帯で、就職先への定着率は、これは就職後3か月以上でございますが60.6%となっております。

本事業につきましては、民間事業者に委託して実施しております。就労者数や就労により生活保護を脱却できた数などに応じまして、加算金を支払う仕組みなどを設けております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 就労者数や生活保護廃止数も目標にしていることですが、これまで過度な働きかけのような事例があったのか、それを把握するようなすべが何かあるのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

就労支援につきましては、就労支援員だけでなく担当のケースワーカーや雇用開拓員などがチームとなって対応しております。

過度な働きかけが行われているような事例は把握しておりませんが、対象者への支援に当たりましては、各区の社会援護課におきまして、管理職を含めた関係職員による就労支援検討会を設置しております。この中で、支援対象者の決定や支援の進捗管理等を行っており、過度な働きかけなどを未然に防ぐ体制を整えております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。失業や短期雇用を繰り返してきた方が、一旦保護を受けるようになって自立を目指して就労しようとするときに、やはり短期ではなく長期、不安定ではなく終身安定を目指して職を探すのは当然のことだと思います。

しかし、なかなか希望に合う就職口がないようなお話もよく聞きます。この点で、行政が何か、支援や直接雇用をつくるようなことも併せていかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

先ほど申し上げましたが、この就労支援の中では雇用開拓員というものも配置しております。こちらは、先ほどの御質問にありましたミスマッチ等を解消するために、御本人の希望する職種等を丁寧に聞きながら、それに合った雇用先の開拓を常に実施しています。可能な限り、長期に就労できるような就職先を常に開拓している状況でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次の質問に行きます。

住居確保給付金について、年々減っているのは先ほどの石川委員のお話で分かりました。コロナ後の支給要件が本来のものに戻ったとのことですが、これはどのような形で戻ったのかを簡単にお示しできますか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

コロナ前につきましては、本人の希望によって退職した場合等については対象にはならず、解雇等の状況によりまして職を失って、それに伴って住宅も失う状況に遭われた方といった要件がございました。コロナ期におきましては、そのような要件を可能な限り緩和して対象を広げたことで、一時的に相当数の対象者となりました。

現在におきましても、やはりコロナ前よりもまだ対象者数が多い状況です。これは、支給の

内容に再支給等も加えられたこともございますので、一律には言えないかとは思いますが、やはりまだ人数としては多い状況かと考えております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 要件が変わったことで、現場に直接来てお断りするケースもまだあるのかとは思います。その周知の方法は、何かしていますか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

この住居確保給付金につきましては、ホームページ等で周知してございます。特に生活自立・仕事相談センター等に御相談に来られた方で、その中で状況をお伺いして、この住居確保給付金の支給該当になる可能性がある場合等については、この支給は社会援護課で実施しておりますので、そちらにつないでいく形で連携を取っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。この間、体調が悪くなって仕事を続けられず、家賃を滞納してしまったような相談も受けまして、この住居確保給付金を紹介したこともありました。早めにつなげないと、その月の家賃分から既に厳しいような話もあったので、周知を続けていただきたいと思います。

次に、生活保護の方のエアコンについてです。今までエアコンがなくて救急搬送された件数は、今どのようになっておりますか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

生活保護を受給している世帯で熱中症により自宅から搬送された件数のうち、エアコンが設置されていなかった世帯は、令和4年度は6件、令和5年度は1件、令和6年度は10件となっております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 昨年と今年は同じぐらいの気温で、今年度はどうなっているのかも気になります。このエアコンが設置されていない世帯は、どのような理由なのか、分かりますか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

このエアコンの設置につきましては、国の通知の改正によりまして、新規の設置の際に、一定の要件がございますが支給できるように改正されております。以降、対象になる方については御案内して支給している状況でございます。

しかし、それ以前に保護開始になった方等につきましては、国の方針によりまして保護費を蓄えていただいて購入をしていただくか、あるいは社会福祉協議会の貸付を利用していただいてエアコンを設置していただくか、社会福祉協議会の貸付を御案内している状況でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。令和6年度の決算審査であることを踏まえた御質問をお願いします。

○委員（野島友介君） 分かりました。

ありがとうございます。今、生活保護の方でエアコンがなくて今年度もなかなか厳しいとの

ことで、少しエアコンのことを聞いていました。エアコンの設置は、新規はつくけれども買換えはつかないような場合や、何か特例なのか、豪雨や災害によって壊れた場合は保護費から買換え費用が出るとも聞いたのですが、そのような状況ですか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

災害に遭われた場合につきましては、従前の生活に戻すために必要な補償金などの得られた費用の中から、本人の自立更生に充てられる、従前の生活状態に戻すために必要な経費につきましては控除が認められております。そのような場合には、形上は買換えになるかもしれません、認められている状況にございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次の質問に行きます。

受動喫煙についてです。通報受付件数が488件あったとのことですですが、過去3年の件数はどういう推移で来ているか、お示しください。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

電話やメールによる通報のほか、LINEを経由したウェブフォームを活用した受動喫煙被害の通報も受け付けており、受付件数は令和3年度475件、令和4年度403件、令和5年度413件となっております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） どこの地域が多いかななども分かれば、お示しください。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

富士見や幕張本郷、幕張、都賀など、繁華街や駅周辺を含むエリアの通報が多くなっております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 本当に、朝に駅に行くと、富士見は特にひどいですし、幕張幕張本郷もやはりポイ捨てが多い感じです。ポイ捨てに関しての指導は、どのように行われていますか。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 ポイ捨てにつきましては、環境局の廃棄物対策課が路上喫煙を所管しております。我々は、通報自体は受け付けるのですが、我々は来た通報については環境局廃棄物対策課に情報共有をしています。ただ通報して終わりではなく、集中するようなところは一緒に街頭啓発活動を行ったり、ポスターを貼ったりと、対策は取っております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 戸別訪問の件数は把握していますか。また、指導に至ったケースがあればお示しください。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

令和6年度は延べ4,146件（後に「6,146件」と訂正）の訪問を実施し、喫煙環境標識の不掲示、喫煙禁止場所での喫煙器具の設置、喫煙専用室の技術的基準違反、屋外喫煙場所の配慮義務違反などに対し、延べ915件の指導を行っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） では、この法や条例を周知できるものがあればお示しください。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

令和6年度は、区民まつりや青少年の日フェスタ等、10のイベントで啓発ブース等を出展しましたほか、通報が多い富士見や幕張本郷駅周辺等4か所において、街頭啓発活動を実施いたしました。

また、リーフレットを6万5,000部作成し、町内自治会等に配布して周知を図るとともに、ポスターを1,400部作成し、掲示を希望する事業所等に配布するほか、各種イベントで活用しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） また、加熱式たばこについて常々言っているのですが、今、政府はこういう規制を緩めるような流れになっています。通常のたばこと同じように規制は必要だと思いますが、その点はいかがですか。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

加熱式たばこにつきましても、一応法令上の規制はございます。通常と同じような形で、加熱式たばこの専用室を屋内では設けることで、屋内での喫煙が可能になっています。

加熱式たばこの健康の影響について、我々としましても市民向けリーフレット等を作成し、自治会等に配布して周知に努めるとともに、区民まつり等のイベントにおいてもブースを設置して、健康被害について周知を図っている状況でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。

次に、指定難病についてです。この間の、支給認定数の推移をお示しください。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

直近3か年の推移ですが、令和4年度が7,449件、令和5年度が7,676件、令和6年度が8,115件と、年々増加しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 今年度は対象疾患数が7疾患増えましたが、申請状況は今のところどうか、周知が進んでいるのか、お示しください。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

令和7年度に追加になった7疾患の国内患者数は少なく、8月末時点で本市への申請はございません。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 周知のほうはどうですか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。大変、失礼いたしました。

周知については、市ホームページのほか、保健福祉センターなどで配布しております障害福祉のあんないに掲載するなどして努めております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 他市で難病患者見舞金制度があるところがありますが、これは本市で検討された経緯はありますか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

現時点では、難病見舞金は検討しておりません。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 難病を抱える学生の卒業後の就労実態は把握していますか。また、病気が悪化して就職を諦める人がいるのですが、難病患者の方の多くは障害認定を受けていないこともあります。障害者雇用枠の対象にもならないです。この点は、相談窓口を設けるなどの経緯はありますか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

大変申し訳ございませんが、学生の就労状況は、実数を把握しておりません。

相談窓口につきましては、東病院に難病相談支援センターを千葉市で委託しております、そちらを相談窓口としております。また、身近な各区健康課でも難病患者の相談を受け付けております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次です。感染症対策についてですが、高齢者施設などへの訪問指導で、64施設ありました。これは、どのような形で行われたのか、効果はどうであったかをお示しください。

○主査（植草 毅君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 健康危機管理課です。

感染性胃腸炎の集団発生があった高齢者施設や保育園、小学校を保健所職員が訪問いたしまして、施設職員に対して嘔吐物の処理や、消毒方法、手の洗い方などについて指導を行ってい

るところです。

令和6年度から開始した事業でございまして、現時点での効果を評価するのは難しい状況ですが、社会福祉施設における感染予防や感染拡大防止につながっているものと考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 訪問する方の資格などがあるのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 健康危機管理課です。

この指導については、資格は必要ありませんが、保健所で感染症業務に当たっている薬剤師や獣医師が中心になって訪問指導を行ってございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ほかの自治体では感染症訪問指導員のような人が訪問し、平時でも社会福祉施設などを回っているとのことです。千葉市で、そのような対応を行えるでしょうか。また、助言など、感染のタイムリーな情報提供等を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 千葉市におきましては保健所の正規職員が実際に指導に当たっておりますので、特に外部に委託等は行っておりません。保健所の職員が、感染予防策、感染症の発生状況等も含めて指導を行っているところでございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） ありがとうございます。

次ですが、今、結核の患者の数、状況、外来、入院で増減があるのかをお示しください。

○主査（植草 毅君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 結核の患者は、令和に入りましてからずっと減少傾向が続いていましたが、令和5年度と令和6年度を比較しますと増加に転じております。

結核の患者として登録されている方は、令和5年度に新規で登録された方が68人、令和6年度が84人で、少し増加に転じてしまっています。これは、一つの要因としては、外国籍の結核患者が増加していることが考えられると思います。

それに伴いまして、入院や通院等の患者も、令和6年度は令和5年度と比較して若干増えている状況でございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。結核は毎年約1万人ということで、その中で1,500人ぐらいが亡くなっていると前に言いましたが、やはり正しく病気を知って正しく恐れることが大事かと思います。

次に、飼い主のいない猫の不妊去勢手術についてです。昨年度の応募倍率をお示しください。

○主査（植草 毅君） 動物保護指導センター所長。

○動物保護指導センター所長 動物保護指導センターでございます。

令和6年度は360頭の募集に対しまして、558件の応募がございました。応募倍率は1.6倍となっております。なお、実際には404頭の手術を実施いたしました。

応募の状況でございますが、4月から9月までの前期分の応募では、落選者ではなく、抽せん手術の順番を決定させていただきました。手術開始後に多数のキャンセルがあり、7月から先着順で追加の募集を受け付けてございます。10月からの後期分につきましては、前期の状況を踏まえまして、半年ごとの応募ではなく、毎月の手術日ごとに先着順で募集することといたしました。

これらの状況から、御希望される方ほぼ全員に不妊手術を提供できている状況でございます。  
以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。本当に、動物愛護は少しづつ浸透してきていますが、まだまだ全国的には殺処分となるケースも多いと聞きます。千葉市では、猫の収容頭数も減ってきているので、この不妊去勢手術の実施の効果はやはりすばらしいと思います。今後も効果的な実施方法を検討するなど、殺処分につながらないよう努めていただければと思います。

次です。高齢者 e スポーツについてです。先ほど石川委員からもありまして、昨年の12月から大幅に増えているとのことですが、効果はいかがでしょうか。また、出張によるサービス等も力を入れていくとのことですが、関係機関との連携はどうなるのかをお示しください。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

参加者からは、みんなで楽しむことができた、頭と体を使いよい運動になったなどの声が寄せられています。ゲームを通して自然にアドバイスを送り合うなど、孤立防止や仲間づくり、生きがいづくりにつながることや、音や映像の動きに合わせて運動することによって、脳の活性化や認知機能の向上など、介護予防につながることが期待されます。

また、プラザ・センター職員があんしんケアセンターの会議に参加いたしまして、地域に向いて開催できることを周知いたしましたところ、実施規模が増加しまして、それらの参加者からの口コミによって徐々に利用者が増えてまいりました。

引き続き、あんしんケアセンター等と連携しながら取組を周知してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。

また、ゲームのライセンスの関係かもしれません、太鼓の達人をずっとやっていたとのことです。それ以外のゲームについては、どうなのでしょうか。飽きがくるのか、利用者からこんなゲームをやりたいなどの声があればお示しください。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

太鼓の達人以外のソフトにつきましては、ぷよぷよ e スポーツや、ニンテンドーSWITCHスポーツの主にボーリングが人気でよく利用されていると現場からは聞いております。

利用者がどのようなソフトをやりたいかについては、運転などに関するものもやってみたいなどの声もあります。事業者から試供的に、SWITCHではありませんが、パソコンなどに関する部分で、お試しで実施をしていただく取組も一部実施はしておりますとございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。フレイルからその一歩手前のプレフレイル状態への改善がかなり見られたなどの研究結果も出ているようです。ただ、その中で、隔週1回2時間程度ではあまり効果がないようなこともありましたので、回数や頻度なども少し研究を入れていただけたらと思いました。

次に、介護施設職員についてです。過去3年の推移をお示しください。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

介護施設職員の数について、具体的な数字は把握しておりませんが、介護事業所に対して実態調査を行い、現状の従業員数と理想とする従業員数の差など、サービス提供に係る課題の把握に努めており、介護人材確保・定着に向けた施策に生かしております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 以前もらった資料で、令和5年度で1万6,051人と出ていたと思います。この数字は、把握していないのですか。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

こちらの数字は、国で示されております常勤換算従事者数と認定者数を案分して計算した概算のものになっております。こちらの従事者数は県の数字のみとなっておりまして、精緻な数字ではありません。大まかな規模感としては、把握しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。

次に行きますが、介護職の魅力向上パンフレットについてです。配布された後の活動結果、アンケート調査の結果、また結果を踏まえての今後の見通しをお示しください。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

パンフレット配布の際に授業での活用を促しておりますが、アンケート結果では、授業内で個別の時間を取って介護職のみを紹介するのは難しいとの御意見がありました。今年度は、各中学校のキャリア教育担当者が集まる会議において、内容や動画の紹介などの活用方法について周知し、より実効的に活用いただくための取組を実施しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） なかなか難しいことが分かりました。ほかのところで、動画制作や、町中を介護の日に合わせて介護一色に盛り上げるようなキャンペーンも行っているようです。

この魅力向上の点で、何か展望はありますか。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

魅力の向上につきましては、こちらのパンフレットの配布を、今年度は高校1年生にも拡大しております。なかなか方法の難しい部分もございますが、引き続き介護職の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。パンフレットを配ることも大事ですが、やはり体験をするのも本当に大事だと思います。体験活動にも力を入れていっていただきたいと思います。

最後です。特別養護老人ホームについて、過去3年間の待機者数の推移をお示しください。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

4月1日現在で、令和5年は1,381人、令和6年は1,379人、令和7年は1,387人となっております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 特別養護老人ホームの増床数は、これまでどの程度上がってきてますか。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

同じく4月1日で前年との比較になりますが、令和5年は200床増、令和6年は180床増、令和7年は108床増となっております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 待っている方の平均的な待機期間を把握しておりますか。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 令和6年度に入所した方では、約3分の2の方が申込みから3か月以内で入所している状況にございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。特別養護老人ホームに入りたい方の相談は、やはりまだまだ続いています。月15万円や20万円かかる施設には入れない、やはり年金で入れたいというような話がありますので、この特別養護老人ホームのユニット型だとなかなか入れないのかとは思います。

待機者数の横ばいが続いている状況で、このままでは何年待っても入れません。条件によっては3か月のところもあるようですが、増床に向けて、今の100床、200床の数字から増やしていく考えがあるのかをお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

特別養護老人ホームにつきましては、待機者数がいることで、今後も増床が必要であるとは

考えております。

一方で、定員に対する入所者の率はおおむね95%程度で推移しており、一定数の空きがある状態です。また、待機をしている方につきましても、実際に施設に空きが出た際に、空きが出来ましたとお声かけしても、必ずしもすぐに入る方だけでもないと聞いております。

この待機者数につきましては、精査が必要かと考えているところです。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。待機者数は、まだまだ精査が必要だとのことです。人手不足で空けられない事業者もあるので、そのための補助も少し検討していただきたいと思います。

以上です。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

先ほど御質問をいただきました、生活保護の扶養照会の件数でございます。

少し前の件数になってしまいますが、令和4年度中に生活保護を開始した世帯のうち、扶養義務者数は全体で6,950人おりました。そのうち照会を実施した人数は2,885人で、照会率は41.9%となってございます。こちらの率につきましては、令和2年度が56.8%、令和3年度が51.2%、令和4年度が41.9%と、年々低下している状況にございます。

申し訳ございませんでした。以上でございます。

○主査（植草 毅君） ほかに。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず、109ページの生活保護のうち、独居世帯の割合を教えてください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

本年7月1日時点で、本市の生活保護受給世帯のうち、独居世帯の割合は86.8%となってございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 高齢者の女性の割合はいかがでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

生活保護受給者全体のうち、65歳以上の女性の割合は21.1%となっております。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 全年齢のうち、65歳の女性の数の割合が21%ですか。分かりました。

高齢者の女性の割合が、少し多い気がします。全体の21%と、高齢者でお仕事もなく、なかなかお仕事に就けない女性の方が生活困窮しております、何かうまく助けられることはできないのかと今お話を聞いて思ったところです。これは私の所感です。

続いて質問したいと思います。医療扶助適正化推進についてです。ジェネリック医薬品の一般的な使用率について教えてください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

時点が異なりますが、厚生労働省によりますと、令和5年3月の診療分が80.9%、令和6年3月診療分が82.8%となっております。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 生活保護受給者が、特異的に頻回受診や重複受診をする理由は何が考えられるでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

断定はできませんが、例えば、社会的に孤立して相談できる相手がいない等の場合や、複数の病気を抱えた心身の不調による受診行動などが理由として挙げられると考えております。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） この医療扶助適正化とは、生活保護受給者が薬をもらったり受診したりする際に、その支払いを何とか下げようとのことだと思います。費用として4,943万8,000円かかっていますが、これによって削減できた費用はいかほどでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

令和6年度におきましては、ジェネリック医薬品の促進に関しまして、効果額は980万円ほど。頻回受診や重複処方などの適正化につきましては、約3,550万円ほどの効果があったと考えております。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） レセプト点検の自動化などはされているのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

レセプト点検につきましては、保護課内に点検員を雇用しております、最初に支払基金でチェックが行われたものを二次点検しています。これを、雇用した職員によりまして行っている状況にございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ジェネリックによる980万円と頻回の削減指導での3,550万円を足すと、4,480万円の削減ということですけれども、使った費用が4,843万円で、削減するために同じかそれ以上の費用を使ったということはどうかと思うんです。

レセプト点検は人力で行っているとのことで、データとして点検すればもっと費用が収まるのではないかと思うのと、そもそもこれをやる意味はあるのか、少し考えていただきたいと思います。

次に、住居確保給付金について教えてください。男女の割合はいかがでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

住居確保給付金事業では受給者の性別の統計は取っておりません。相談者の割合でお答えしますと、令和6年度の相談者のうち、男性が53%、女性が47%となっております。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君）　この住居確保で、性別による住居の見つけやすさの差などはあるのですか。

○主査（植草　毅君）　保護課長。

○保護課長　保護課でございます。

住居確保給付金の受給に至った背景は様々であると思いますので、性別によって見つけやすさに違いはないと考えております。住居につきましては、住居探しの段階で必要に応じて生活自立・仕事相談センター支援も行ってございます。

○主査（植草　毅君）　黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君）　分かりました。ありがとうございます。

引き続き、認知症の早期発見・早期対応についてです。認知症のリスクが疑われるとは、どのように判断するのでしょうか。

○主査（植草　毅君）　地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長　地域包括ケア推進課です。

認知症のリスクが疑われることですが、特定健康診査や健康診査の問診票において、一問としては、周りの人からいつも同じことを聞くなどの、もの忘れがあると言われてますか、もう一問が、今日が何月何日か分からぬときがありますかと、この2項目の質問の両方に該当した方に対しまして、認知機能の低下が疑われるため、特定健診などの結果とは別にもの忘れチェック事業の案内を送付し、協力医療機関であるかかりつけ医などで受診を勧めております。

以上でございます。

○主査（植草　毅君）　黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君）　経時変化は、追っているのでしょうか。

○主査（植草　毅君）　地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長　経年変化につきましては、令和5年度と令和6年度の両年度において、もの忘れチェック事業の該当になった方についてはその後の受診動向を把握しております。

以上でございます。

○主査（植草　毅君）　黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君）　私は、先日、市民公開講座の、脳の健康に目を向けようという講座を受けました。その際に、認知症のリスクについて、高齢者のもの忘れは通常あるものだけれども、認知症のリスクの疑いがあるかどうかは経時変化を見ると結構明らかになるというお話をされていました。1年前にできたことが今はできないというところに、認知症の兆候が見えるところがあるとのお話でした。経時変化で、もの忘れチェック事業のチェック項目がかなり変わっている方には、より一層医療機関にかかる指導などをやっていただければと思っております。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてです。具体的に行った保健指導や、通いの場への関与などについて教えてください。

○主査（植草　毅君）　健康推進課長。

○健康推進課長　健康推進課です。

健診データから把握したフレイルが疑われる高齢者などに対しまして、電話や訪問により、栄養、口腔、運動等の状況把握や、フレイル予防のための目標設定、取組状況の確認などの保

健指導を行うとともに、保健指導終了後も健康維持が継続できるよう、地域の通いの場や必要な医療・介護等につなげる支援を行っております。

また、通いの場でフレイル予防の普及啓発とともに、参加者の健康状態の把握や相談を行い、フレイルが疑われる高齢者に対しては個別支援を行っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。先ほど私が少し言及しました市民公開講座でも、フレイルのことについて、また認知症のことについて、最新の研究では、高強度の筋力トレーニングが効果があると言われていると聞きました。筋力トレーニングなどができる通いの場を開拓し、紹介していただけるといいのではないかと思います。

次に、受動喫煙防止の推進及び禁煙の支援についてです。禁煙外来治療費助成の申請方法について教えてください。

○主査（植草 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課です。

禁煙外来治療を受診する前に各区健康課に登録申請をしていただきまして、登録決定後、禁煙外来を受診していただきます。禁煙治療を5回終了後、助成金の交付申請をしていただき、交付決定後、指定口座に振込をします。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 治療費の一部を助成と書いてありますが、いかほどの助成を受けられるのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課です。

上限1万円で助成しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 治療費としては1万円で、禁煙治療は5回通うとおおむねどの程度かかるものでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長 1万円前後で終了すると聞いておりますので、数千円オーバーする場合もございますが、おおむねこの助成で賄われているものと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。それは、とてもいいと思います。しかし、各健康課に登録申請をし、終わった後にまた交付申請が必要なのは、少し煩雑ではないかと思います。もう少し、簡単にできるといいのではないかと思いました。

次に、新生児検査についてです。先天性代謝異常検査とクレチニン検査の助成件数はほとんど同じですが、追加疾患の件数が少ないのでなぜですか。また、新生児聴覚検査が全件調査でないのはなぜですか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

まず、先天性代謝異常検査、クレチン検査と追加疾患が違う点につきましては、検査件数に初回検査と再検査が含まれております。再検査件数は、先天性代謝異常検査及びクレチン検査が月平均23から24件程度ですが、追加疾患は月平均2件程度となっており、件数に差が生じております。また、一部の医療機関において、追加疾患の検査開始が遅くなつたため件数が少なくなつておりましたが、現在、初回検査はほぼ同数となっております。

次に、新生児聴覚検査ですが、こちらは里帰り御出産の方などもいらっしゃるかと思います。里帰り先で、全部の産科医療機関が新生児聴覚検査を行つてはいるとは限らず、行つていれば償還払いを助成していますが、そのように検査機関、産科医療機関の問題があるかと思っております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございました。この追加疾患も同じように検査されているということで、少し安心しました。また、新生児聴覚検査はその後の子供の成長や発達にとっても重要なものであると思いますので、できるだけ全ての方が受けられるように精査していただきたいと思っております。

次に、117ページの休日救急診療所運営に関してです。予算に対して使用料が約2分の1となつておられ、さらに市債が追加され、そして市費が予算に対して6倍になつてある理由についてお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

予算編成時においては、想定外の感染症の流行等が発生し患者数が増加することなどを考慮した使用料収入を見込んでおりましたが、結果的に令和6年度の患者数は前年度を下回り、使用料収入が減少したことから市費を充当したところです。

市債につきましては、総合保健医療センターの大規模改修に伴い、耐用年数を過ぎた医療機器の更新をするための医療機器の購入に伴うものでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 市債についてはよく分かりました。ただ、先ほどの使用料が、患者数が増加することを考慮した使用料収入を見込んでいたというところですが、その前年、令和5年度も同じように使用料が予算に対して2分の1で、市費が10倍ぐらいになつています。去年も今年も同様に考えて使用料を少し多めに見積もり、決算ではその分市費を充当しているのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

委員の御指摘のとおりでございます。令和5年度、6年度については、コロナの関係もございまして状況が読めないところも多分にございましたので、そのような予算の組み方をしていましたところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 感染症を見据えた予算編成であったとのことで、分かりました。

では、次に予防接種についてです。四種混合と五種混合について少し聞かせていただきたいのですが、五種混合が四種混合にヒブを加えたものであるとは承知しております。令和6年度が移行期間だったとのことで、四種混合と五種混合に分かれたと思います。

ヒブ摂取率を見ますと、令和5年度は99.7%の接種率です。しかし6年度を見ますと、五種混合とヒブ単独を加えても99.7%には届かないようです。ヒブを受けていない子供がいるのではないかと思いますが、その点に関していかがでしょうか。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課予防接種推進担当です。

令和6年度以降、委員のおっしゃるとおり、それまで四種混合とヒブに分かれていた定期接種が、主に五種混合を用いることとなりました。各々、おおむね4回の接種が必要ですが、四種混合とヒブで接種を開始した場合は同一ワクチンで接種を完了することが原則となっておりました。したがって、令和6年度の四種混合とヒブについては、それぞれ、それまで四種混合とヒブで接種した方はその一定の接種実績が発生しております。

令和6年度から、主に五種混合が始まりましたので、その五種混合と、四種混合とヒブの両者を鑑みた接種率の実績としては、これまでと同程度と認識しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） では、ヒブはもう一回など少し残っているから少ないのであって、四種混合とヒブの場合のヒブの接種率については、従前程度にはなるのですか。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

ヒブと四種混合は、多くの場合同時期に打っているのですが、少しづれている方もいらっしゃるので、ヒブの接種が残っている方もいらっしゃるかと思います。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 分かりました。ありがとうございました。

では、次です。感染症対策についてです。先ほどの野島委員の質問で少し出てきたのですが、この今回の数を見ると、去年に比べて減っているように見えましたが、先ほどのお話では多くなったとのことで、この数について説明してください。また、訪問服薬確認D O T Sの回数が、去年に比べて約2倍になっている理由について教えてください。

○主査（植草 毅君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 健康危機管理課です。

結核医療費の公費負担の件数についてですが、令和5年度の主要施策の成果説明書では、支払件数ベースで記載しておりました。令和6年度につきましては、公費負担の対象となった患者の人数を記載してございますので、1人の患者が複数回医療機関を受診しますとその分支払件数は多くなりますので、数としては減っているように見えてございますが、公費負担の対象

となった患者数ベースで比較しますと、令和5年度は入院が34人、外来が84人、令和6年度は入院が31人、外来が103人でございますので、外来の患者数は令和6年度のほうが多くなっている状況でございます。

また、訪問服薬確認の事業の回数についてですが、令和6年度に保健所の感染症対策課に結核専任の班を設置し、体制を強化いたしました。近年は外国人の結核患者が増加しております、確実に治療を受けていただくよう、治療法の説明や服薬指導について丁寧に行うように努めているところでございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございました。外国人の方の結核患者が増えているので、必ず薬を飲んでくださいと説明を丁寧に行うのは非常にいい施策だと思うので、高く評価します。ありがとうございます。言語のバリアもあるので、必要なサポートなどは違う課からも受けられるような、横の連携などもあるといいかと思いました。

次に、I H E A T 要員研修の受講者の、所属や属性について教えてください。

○主査（植草 毅君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 健康危機管理課です。

I H E A T 要員の研修につきましては、昨年度の受講者は9名でした。所属先は、大学にお勤めの方が5人、地方自治体の方が1人、所属のない方が3人です。また、属性としましては、保健師が6人、看護師が2人、歯科医師が1人でございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） I H E A T 要員は、感染が広がったときにその方が中心となっていろいろと人員の配置などをやっていただくとのことで、非常に重要な役職を担っていただける方だと思います。ぜひ、また続けていただきたいと思いますし、様々な属性の方がいらっしゃるので非常に頼もしいと思いました。

次ですが、国民健康保険の、今回新規で始まった若年層に対する保健指導が2回のみだったことに関する見解を教えてください。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

40歳未満の人間ドック受診者は40名で、そのうち保健指導の対象者は9名でした。実際に個別の保健指導に参加した方は3名ですが、令和6年度中に初回指導を実施した件数は2回でした。保健指導に参加していない6名の参加理由が、多忙や、御自身で健康管理を実施していくなどでしたが、引き続き参加につながるように取り組んでまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 40歳以上の人間ドックの受診者が40名しかいなかった、保健指導も3名だけだったというところで、やはりなかなか難しいのかと思います。40歳未満の方の健康促進への介入、指導は、何か違う方法も考えたほうがいい気もしました。引き続き、どのように若年層に指導していけばいいのかを考えていただきたいと思います。

次に、こども発達相談室開設についてです。希望者は、全て対応できているのでしょうか。また、どのような相談が多いのでしょうか。

○主査（植草 毅君） こども発達相談室長。

○こども発達相談室長 こども発達相談室でございます。

相談希望者については全て対応できており、予約も比較的取りやすい状況となっております。相談内容といたしましては、言葉の遅れや落ち着きがない旨の相談が多い状況です。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。相談希望者に全て対応できているというところで、とても頼もしいと思いました。引き続きよろしくお願ひします。

次に、スマートフォン操作研修についてです。これを実際に実施した感想と、今後についてお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

スマートフォン操作に精通した視覚障害者当事者の方に講師をしていただいております。そのこともあり、受講した方からは、このような操作研修はありがたい、これからも継続してほしいとの感想をいただいております。

スマートフォンの機能は日々進化しておりますので、それに応じた研修内容となりますよう、引き続き実施者と協議して継続実施してまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 視覚障害の方がスマートフォンをうまく使えるこの講習は、非常にいい研修だと思っています。引き続き、こういう講師の方はとても貴重な方だと思うので、これからも継続してほしいですし、それでうまく操作ができた方が同じようにお友達などに教えてあげられるような、何か少し横の広がりができるような取組もあるといいかと思いました。

次に、精神保健福祉についてです。入院者訪問支援事業が新設されました。実施の感想と今後についてお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

令和6年12月からこの訪問を開始いたしまして、訪問実績は昨年度は5件、今年度、7年度は8月末時点で9件となっております。訪問支援員が2人1組で訪問しております。この事業の目的どおりですが傾聴や生活に関する相談、情報提供を行ったところでございます。

訪問支援を受けた入院患者からは、身内がいないため話を聞いてほしかった、病院に対する不満を聞いてほしかった等の声が聞かれまして、一定の満足度があると感じております。

今後はさらなる事業周知等を図るとともに、訪問支援の人数と質を確保するため、研修などの実施について千葉県とも協議していく予定でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。事業目的どおりの事業ができ、非常に安心し

ました。今後も、引き続きやっていただきたいと思います。

最後に、介護保険事業特別会計の、フレイル改善のモデル実施の実施結果と今後について、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課です。

モデル実施では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施及びあんしんケアセンターの総合相談で把握しました、本事業が有効と考えられる高齢者のうち、本人の了承が得られた9人を対象にしました。リハビリ専門職による心身生活機能改善や、社会参加のための支援を行ったところ、実施後の行動変容ステージや行動範囲の評価指標は全体として改善傾向となりました。

今年度から全区で本格実施しておりますが、引き続きあんしんケアセンターや生活支援コーディネーターと連携しまして、効果的な支援となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） モデル実施で効果が見られ、今後も引き続き本格的に実施していただき、生活自立できる方がますます増えていただきたいと思っております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 終わりのところ、大変申し訳ございません。先ほど、黒澤議員より新生児聴覚検査費用の助成事業の件で御質問を受けましたが、私の回答に誤認識がございましたので訂正させていただきたいと思います。

急ぎで新生児聴覚検査費用の実績を確認させていただきました。4か月健診で実施の有無を確認しておりますが、99%の方が実施していらっしゃるとのことでした。もちろん、実施していない医療機関があるとは思いますが、非常に少ないというところで、原因としましては償還払いの申請が不十分であったと考えております。こちらのほうは、償還払いができるという周知を徹底してまいりたいと思います。

大変失礼いたしました。ありがとうございます。以上です。

○主査（植草 毅君） そうしましたら、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は午後1時15分となります。よろしくお願ひします。

**午後0時13分休憩**

**午後1時15分開議**

○主査（植草 毅君） 休憩前に引き続き、分科会を開きます。

先ほどの、石川美香委員の質問に対する答弁の訂正があるので、お願ひします。保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

午前中の石川美香委員の御質問で、生活困窮者対策における家計改善支援員の増員効果の御質問の際、答弁におきまして、家計改善支援の支援対応件数の令和6年度の件数につきまし

て、2,090件と答弁をさせていただきました。正しくは2,906件の誤りでございましたので、おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○主査（植草 毅君） 続きまして、野島委員の質問に対する答弁の訂正があるので、お願いいたします。受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。先ほど、野島議員から御質問があった、受動喫煙の個別訪問の実績につきまして、令和6年度の実績を4,146件とお答えいたしましたが、6,146件が正しい件数となります。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○主査（植草 毅君） では、午前中に引き続きまして、質疑等がありましたらお願ひいたします。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 一問一答でお願いいたします。

まず、128ページの障害者雇用の促進について伺います。

令和5年度を見ますと、企業に対する支援として2,000円だったものが5,000円にアップし、そのときは38万6,000円。件数は不明ですが、令和6年の成果説明書によりますと20万6,000円で8件、実質前年度より下がっています。これをどのように捉えているか、伺います。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

まず、この実習の件数の推移ですが、令和5年度は13件で、令和6年度8件への減少となっております。原因ですが、まず、この事業は県の障害者就業支援キャリアセンターを通じて受け付けているのですが、その申請手続が少し煩雑で、同センターが実施する県の別の事業を使うなどすることがあると聞いております。また、就労移行支援などの障害者サービス、事業所での支援や訓練を経てから一般就労に移行するケースも増加傾向にありますので、そこから一般就労をするケースも増加傾向にあり、令和6年度の本市の障害者の就職件数全体は前年度比増加しております。

今年度、申請手続を簡素化するなど、使いやすい制度運用を図りまして、一般就労の支援を進めてまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。今の御答弁によりますと、実質的には増えているとのことでよろしいですか。そして、また単純に私の理解は減っているのかと思い、今後についてこの事業をどのようにお考えか伺おうと思いました。併せて伺います。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

まず、この実習を経て就職に至った方は減っておりますが、千葉市にお住まいの障害のある方が就職した件数自体は増えています。ただ、この実習事業も必要な方はいますので、運用改善を図ってこの事業は着実に進めていきたいと思っております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。そうなのです。国連の障害者権利条約に日

本が批准していることによって、日本も障害者雇用促進法や基本法など様々な法律で障害者の雇用を推進しており、全体的には障害者の雇用は増加していると思っています。

本市のこの事業の実績から鑑みまして、今後、本当に手続が煩雑であるデメリットを感じながら継続していくことがどうなのかと疑問を持っております。私としては、今現場から聞こえている声として、障害者が雇用されている現場で、健常者の声としては障害のある方なので仕方がないけれども、この仕事をもってこのお給料をもらえるのかと、少し不満感があります。

一方で、やはり企業は義務化されているので雇用はしなければいけないのですが、障害者の方が十分に働く環境が充足できていない点で、お互いにとって何かぎくしゃくするような環境の声が聞こえております。

そのようなことを考えますと、本市が次のステージで取り組んでいただくとすれば、それぞれの、例えば、合理的配慮との言葉がありますが、やはり障害者の方にそれなりに配慮した上で仕事に就ける環境もつくる。また、健常者の人にとっても、公平感の持てる仕事場にするという環境づくりが必要かと思います。そのようなところを手がけていただく事業をお考えいただければ、うれしく思います。

次の質問に移ります。次は、112ページの重層的・包括的支援体制の構築について伺います。

まず、福祉まるごとサポートセンターに関しましては、地域では非常に高い評価の声を聞いておりまして、本当に感謝申し上げます。それだけ様々な相談を受けている中で、相談員は多岐にわたる総合的な課題に対して、本市にある各種機能と連携して適切に対応してもらえるように、それぞれをつなぐ配慮や、また問題を解決する制度の利用を促すなど、力量が必要になると思います。

制度とはその都度変更されることもよくありますし、相談員の方々は日頃から情報のリニューアルも不可欠となります。そのような対応ができるように、相談員の方の人材育成の仕組みや府内連携体制はどのように整備されてきたか、伺います。また、今後さらに体制を強化するための課題は何かも併せて伺います。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

福祉まるごとサポートセンターには、相談員には相談支援の現場での経験が豊富で、生活保護や障害などの制度に精通し、かつ社会福祉士や精神保健福祉士、保健師などの専門的な資格を有する職員が配置しております。それぞれの職員が情報共有、意見交換することで、多様な相談に対応しているところでございます。また、各種研修会への参加や制度改正の情報収集、福祉まるごとサポートセンター内のミーティングでの情報共有などによりまして、制度変更にも対応しております。

また、府内連携につきましては、ごみ屋敷等への対応における連携事例などもございますが、引き続き連携体制の強化と包括的な支援体制に対する府内の意識醸成が課題でありますことから、地域共生社会推進事業部なども活用しながら、連携及び意識醸成を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。経験豊富な方が配置されていることは非常

に喜ばしいことです。しかし、やはり若いといいますか、経験のまだ浅い方も育っていけるような環境も、併せてつくっていただけるようお願いいたします。

また、この福祉まるごとサポートセンターは、一時的な相談対応だけではなく、生活再建に至るまで伴走的に支援を継続されているケースもあるかと思います。令和6年度に支援を開始した方々のうち、どの程度が継続支援を受けられて生活の安定につながったのか、また継続支援に関して課題があれば伺います。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

令和6年度に支援を開始した方のうち、約7割の方が月をまたぐ継続的な支援となっております。支援対象者の人数が多くなる3世代家族のケースや、制度につながるまでに時間を要するケースなどは、課題の整理や調整に多くの時間を要するために、福祉まるごとサポートセンターから専門機関につなぐまでの期間の長期化が課題となっていると考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。センターから専門機関につなぐまでの期間を短縮するために、どのようなことをされているのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 これから課題として、現状で短期化などができるとは思いません。しかし、例えば、現在はつなぐ先がないようなところでも、新たな制度のはざまの部分をどんどん小さくしていくことで、そのような調整にかかる時間が減っていけばと考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） できるだけ、その課題解決にかかる時間の短縮をお願いいたします。

次に、本市は各区役所に生活自立・仕事相談センターが設置されています。また、CSW、つまりコミュニティーソーシャルワーカー、また生活支援コーディネーターと、様々な受皿もあります。本来、それぞれは役割が異なることは承知しておりますが、しかしながら地域からは、たくさんの相談機関があるが一体何がどう違うのかがよく分からないとの声を聞いております。

私は、以前、各相談機関が受けている相談内容を調査したときに、それぞれが受けている相談は同じような案件が多いことが分かりました。結果的にどこも同じような相談を受けているのであれば、市民にとって分かりやすくするために、相談窓口は一元化し、中で役割分担をするなどして、市民への分かりやすさと予算の有効活用に導くようにしてはどうかと思いますが、当局のお考えを伺います。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

それぞれの相談支援機関は専門性を持って相談支援を行っており、そのことによりまして各種相談に対し速やかに対応ができていると考えております。また、その包括的支援体制の構築に当たりましては、専門以外の相談であっても断らずに、各相談支援機関が連携して対応することを目指しております。

福祉まるごとサポートセンターでは、それら既存の相談支援機関のはざまの相談や、どこに相談してよいか分からぬ相談を受け付けるとともに、複雑化・複合化した相談に対しまして各相談支援機関等のコーディネートになっておりまして、各機関が有機的に連携している状況で、現状におきまして集約化は考てはおりません。

しかしながら、今後の社会構造の中で、様々な分野で人材を含む資源不足は必然であることから、将来的には検討課題であると認識しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。現場の声として、ある相談員の方が、CSWとは何の仕事をするのかと尋ねていました。相談員の方です。区役所で、あの人のことは知っていたけれども、その人がCSWだと知らなかつたとの相談員からの声もあり、連携がうまくできているのか疑問もあります。そこをしっかりと、それぞれの役割が有機的に機能するように、よろしくお願ひいたします。

そして、その制度のはざまにある方々や、複合的課題を抱える方々の課題に接することで、既存の制度が不十分であると気がつくこともあるかと思います。制度や仕組みの改善をするために、相談員や各機関の意見交換等が求められると思いますが、現在の取組状況を伺います。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課です。

福祉まるごとサポートセンターの機能としましては、支援者支援もありますが、例えば、弁護士と福祉・医療関係者による研修会、包括的支援に関する相談支援機関に対する研修会、中央区の相談支援機関が集まる連携会議などを定期的に開催しておりますほか、地域ケア会議、支援調整会議、地域部会、また随時のケース会議などにも出席しまして、意見交換や地域課題の拾い上げに努めているところでございます。

そのような中で、課題となっていることを制度に結びつける取組につきましては、まだ不十分であると考えておりますけれども、一例として、ごみ屋敷における清掃活動を行った場合のごみの処分につきまして、これまで課題であったことから、環境局と調整をしてごみの収集ルールを策定したことなどが挙げられます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。支援の充実を図ることはとても大事ですが、そういった支援が必要になる人を減少させていく取組もとても大事だと思います。様々な問題を解決する過程で見えてきたことに対して、必要な制度づくりにも力を入れていただけますようお願いいたします。

次に、112ページの認知症の早期発見・早期対応について伺います。

この事業は、認知症の方や家族への支援の充実を図るために、もの忘れチェックによる診断を促すものですが、認知症の疑いがあると判断された場合、その方にはどのようなアドバイスやサポートをされているのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

この事業のサポートについてですが、特定健康診査や健康診査で認知症の疑いがある方に対してもの忘れチェックの受診を案内し、受診していただき、受診結果とともに相談窓口として、お住まいのあんしんケアセンターの案内と認知症予防につながる生活習慣について、認知症予防啓発用のチラシを御本人に渡しアドバイスを行っております。

また、専門医療機関への受診を勧奨された方に対しましては、その後の状況についてお伺いするアンケート調査を実施するなど、サポートを実施しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。早期発見は、確かに重要な意義を持つ取組と理解しております。令和7年度の実績によりますと、対象者3,127人のうち、受診者は745人と、率にして約24%にとどまっています。

そもそも、認知症の疑いがある方は、自分は大丈夫と思い込んでいたり、まだ診断は早いと感じて受診をためらったりする傾向があると聞きます。加えて、仮に診断を受けた場合でも、その後の生活支援につながる機能が十分でなければ、むしろ市民にとっては生活の制約や不安だけが大きく残ってしまう危惧があります。

そのような中で、本事業に約600万円の予算を投じることの効果を確認したいと思います。

まず、この事業を通じて認知症と診断された方が、その後、生活支援や地域の見守りにつながった割合はどの程度であったのかを伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

認知症の診断後、生活支援や地域の見守りにつながった割合については把握しておりませんが、もの忘れチェック事業を実施した医療機関からは、より生活支援などが必要な方ではないかとの助言をいただきまして、これを受けあんしんケアセンターが訪問し、介護サービスなどにつながったケースはございました。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 今の御答弁だけを聞くと、診断だけはしたけれどもその後のことをおまり確認していないのは、若干やりっ放しではないかと感じました。また、あんしんケアセンターにつながったケースはありますと言うだけであって、必ずしもあんしんケアセンターと情報を連携されているわけではないことに関しても、少し課題があるかと思いました。

次に伺います。診断を受けても生活の支えにつながらなければ意味が薄れます、診断後の生活支援につなげる仕組みを本市はどのように構築しているか、伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

もの忘れチェック事業の実施医療機関において、もの忘れチェックの結果を説明するとともに、生活上の問題などを相談できる窓口として、あんしんケアセンターの紹介や認知症予防につながる生活習慣について、認知症の予防啓発用チラシを御本人に渡し、今後の生活支援につながっているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 今回の受診率の低さや診断後支援の不十分さを踏まえて、この600万円の予算が市民の安心にどの程度寄与できたと評価されているのか、今後事業の見直しや改善の必要性も含めて、どのように考えているか、伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

もの忘れチェック事業の開始により、認知症の疑いがある方の早期発見・早期診断を促すことにつながっており、また市民の行動変容の促進に寄与している声もいただいているところから、一定の評価を発揮しているものと認識しております。

一方で、本事業の認知度はまだまだ低く、対象者の選定範囲に関しましても課題があると認識しております。受診率の向上も含めたさらなる事業の周知に努めるとともに、対象者を広く選定するためのスクリーニング基準の緩和につきましても、御協力いただいております市医師会と協議し、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 今までの答弁を聞きますと、認知症の疑いがある方に対しては、医療と連携することはされているように感じました。一方で、認知症になった方に対してもう一つ必要なことは、将来に対する備えだと思います。本人が本人らしく、本人の望む暮らし方ができるような体制づくり、例えば、金銭管理や法律面の準備、緊急時の連絡先など、認知症が進む前にその方の情報をしっかりと押さえておくことが必要です。

それをしてことによって、その人がその人らしく、その地域で安心して暮らすことにつながると思いますし、今の言葉で言う権利擁護の体制づくりが、現時点では本市は少し手薄かと思います。

今後、この件に関しての取組をしていただけますようお願ひいたします。

次に、125ページの生涯現役応援センターの運営について伺います。

この事業で、就労先、社会参加の機会の情報はどのように集めておられるのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

就労につきましては、ハローワークや千葉県ジョブサポートセンターなど、ボランティアについては千葉市民活動センターや千葉市ボランティアセンターなどとの連携や企業情報資料などを基に、就業相談等において把握いたしました相談者のニーズに合った企業やボランティア先を発掘いたしまして、戸別訪問を行うことにより多様な活動先の開拓につなげております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。この就労先は、シルバー人材センターが紹介する仕事とは異なるのか、また連携はないのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

生涯現役応援センターはマンション管理や設備管理、食品会社の厨房など、シニア向けの比

較的長期的な仕事を持つ企業を紹介しております。一方、シルバー人材センターにおきましては、一般就労が困難なケースや、臨時的・短期的な仕事を希望する方向けの仕事を紹介しております。また、合同出張相談などにおきましては、相談者のニーズに沿うようお互い連携しながら対応しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。ショッピングセンターで出張相談を実施されておられて、令和6年度の実績は実施回数100回、相談者が760人では、1日7.6人です。この相談者が、就労及び社会参加に至った実績を伺います。また、至らなかつた理由と、その理由を改善するために行ったことを伺います。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 生涯現役応援センターにおきましては、就労等に至った実績までは把握しておりませんけれども、センターは相談者からの相談を丁寧に聞き取ることによりまして、相談者自身が明確に意識していない御意向などを具体化しながら、相談者が第一歩を踏み出せるよう、その後押しを行いまして、高齢者の生きがいづくりや社会参加につなげることを目的としております。

このため、企業の面接を受けた、講習の申込みを行った、説明会に参加したなどの行動変容に至ったケースをマッチング実績として捉えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 実際にどれぐらいの就労になったのかという定量的な評価がないとのことですが、そうであれば定性的な評価として、利用者の方の声をどのように収集しているのか、またそれを受けて今後の展開をどのように考えているのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

相談に来られた方に対しましては、対面相談の中で、センター側が提供した情報などに対する相談者の反応や、行動変容の御意向を確認して記録をしておりますほか、セミナーの開催時には参加者へのアンケートを実施しております。引き続き、相談者の多様なニーズに応えられるよう、情報収集に努め、マッチング数の増加を目指してまいります。

また、セミナーに参加された方が、その後センターに相談されるケースも多数ございますので、アンケートに記載いただきました希望テーマなども参考にしながら、今後の企画運営に活用してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ぜひ、よろしくお願ひします。

高齢者の保健事業で、フレイルが疑われる方に対する保健指導をされている場がありますが、こういった場にも赴いて、高齢者の方に社会参加など出かける機会づくりの情報提供をされるといいのではないかと思いますが、伺います。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

フレイル予防の観点から、健康に関心のある高齢者が集まる場に赴きまして、社会参加などの活動の情報提供を行うことは有用な取組であると考えております。その一方で、センターの人員にも限りがございますので、効果的な情報提供を行う視点も踏まえながら、新たな出張先の開拓について検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 人員に限界があることは承知しているところですが、ショッピングセンターに100回行っているのであれば、20回ぐらいはフレイルの健康相談に赴いてもいいのではないかろうかと思います。できるだけ、高齢者の方がそういう機会に触れられるような工夫をぜひお願ひいたします。

次に、127ページの介護職員人材の確保、外国人介護職員のための日本語教室について伺います。

参加は15人と報告がありましたが、当局が期待していた参加人数に対していかがでしたか。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

20人程度の参加を募集しておりましたが、やや少ない状況でございました。より多くの方に御参加いただけるよう、今年度は介護事業者からのニーズを考慮し、オンライン講座の導入など、参加しやすい方法を取り入れる予定でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） では、参加者の声はいかがでしたか。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

教室開催後のアンケートでは、全3か所より高い評価をいただきました。特に、介護現場でのコミュニケーション、日本語の話し方について学べたことがよかったですとの御意見をいただけております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 参加者の声としても非常に評価が高かったということで、よかったですと思います。

日本語教室は、国際交流協会でも開催しています。当事業は、介護分野の専門的な日本語の習得を目的としているようですが、そもそもそれは仕事の現場で教えない仕事にならないので教えていると思いますし、日本語習得で必要なことは、介護施設の利用者とのふだんの会話のやり取りではないかと思います。

そこは非常に重要で、よって、日常会話を習う点で国際交流課がやっているところで、そういう日本語の習得をする機会を集約してはどうかと思いますが、当局のお考えを伺います。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

本教室は、質の高い介護サービスの提供に資するとともに、外国人介護職員同士の交流の機会を設け、介護分野における人材の確保、育成を図ることを目的としております。介護事業者からは、現場で介護に関する日本語を教育する人的余裕がなく、市に対して研修の要望が多く上がっていることから、介護現場で働く上でのコミュニケーション、日本語表現を重視した内容としております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。質の高い日本語、専門的な用語を教えることでは理解いたしました。

しかし、入ってくる窓口として、ここは保健福祉局なので、そういった類いの事業をされたり、そういうことの情報を得られるイメージがある中で、急に日本語教室となると、若干私はこの成果表を見て違和感があったと思います。また、市民目線でホームページなどを見て何かを探すときに、私が日本語を習いたいと思ったら、国際交流や日本語を学ぶなどの中に専門的なことを学べるというような流れでいくと、とても見つけやすいと思うんです。

そのようなことがある意味、課題で、20人の期待が15人になったのではないかとも思います。引き続き当局でこの日本語学校をされるのであれば、そこの工夫をぜひお考えいただきたいと思います。

ちなみに、今後ネットで日本語教室をされることもお考えのようですが、国際交流協会では既にネットで日本語も教えられている設備もありますので、そういうことを、市の横の連携で既にある機能も生かして、職員や予算の効率的な執行もお考えいただければと願います。よろしくお願ひいたします。

次に、127ページのこども発達相談室開設について伺います。

令和6年度の相談運営から見えた課題は何か、またそれを受け翌年度で改善したもののは何か、伺います。

○主査（植草 毅君） こども発達相談室長。

○こども発達相談室長 こども発達相談室でございます。

言葉の発達の遅れの相談が多く、構音障害や吃音の相談もあることから、本年4月より新たに言語聴覚士を配置し、専門的なアドバイスができるよう体制を強化いたしました。また、保護者が子供の困り事に気がつく場面として保育所や幼稚園などが多いことから、保育所長会議などで具体的な相談事例などを紹介し、関係機関と連携を図っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。発達障害と言われる子供が現在増加していることは、もう皆さんも御存じのとおりですけれども、グレーゾーンと言われる、つまり極めて判断しかねるとされる割合も一定程度あると聞いています。先日お会いした理学療法士の方のお話では、実は80%ぐらいは発達障害と認定できない、つまりグレーゾーンとおっしゃっています。また、一方では20%との情報もあり、実際のところその割合は明確でないとはされていますが、いずれにしても疑わしいとされる子供も増加しております。

それによって、自分の子供がぜひとも診断を受ければいいのではないかと勧められる親御さ

んの不安も増加している中で、相談室を開設されて分かってきたことや傾向があれば伺います。

○主査（植草 毅君） こども発達相談室長。

○こども発達相談室長 こども発達相談室でございます。

昨年11月に開設し、内容としては言葉の発達の遅れや落ち着きがないなどの相談が多い傾向です。相談者の約4割のケースが1回の面接のみで終了しており、子供の発達に不安を抱える保護者が気軽に相談できる窓口として機能していると考えております。

一方、複数回の面接や発達検査等を通してお子さんへの理解が深まり、療育や、中には診断を受けることを希望して医療につながるケースもあります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。一方で、いろいろな現場から声を聞きますと、親に診断を促すのは保育園や小学校であるケースも結構多いとのことです。それらの現場から聞く声は、例えば、保育園では手間のかかる子供が発達障害と認定されると加配がつくので、その子供専用に保育士をつけることができるのです。少しけんかつ早いと思われるような子供は、保育士が診てもらってくださいのようなことを、どうしても積極的に言う状況も聞いております。

そのような中で、ただ、子供が少し暴力的になったり、うまく言葉が話せなかったりすることは決して発達障害であるとは言えず、その子供の背景にあることがとても重要だと思っております。

そういうことに対して、相談室ではどのように受け止めているのか、また対応されているのか、伺います。

○主査（植草 毅君） こども発達相談室長。

○こども発達相談室長 こども発達相談室でございます。

心配な子供の様子の背景は、必ずしも発達障害によるものだけではありません。専門職が丁寧に子供の特性を含め状況を把握して、発達障害の有無にかかわらず、保護者に対し、子供への接し方についてアドバイスを行っております。

保護者が心配を解消し、安心して過ごせるように、家族に寄り添った支援を行うことで安心して子育てできるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 残り10分です。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。そういった方々に対しても、最終的にはやはり親御さんですので、親御さんの心配を解消するような相談窓口となっていると理解いたしました。ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、114ページ、妊娠・出産包括支援について伺います。

訪問型産後ケアの対象が、産後5か月未満から産後1年未満までに拡大されました。この変更により、利用者数や利用満足度に変化はありましたか。また、さらなる対象拡大の検討はされていますか。伺います。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

年齢拡充におきまして、利用者数は増加しております。利用満足度については、拡充して昨年度8月にアンケートを取ったのみでございますので、また今後アンケートを引き続き取りながら、満足度や御意見を伺っていきたいと思います。

御意見の中に、やはり訪問型、日帰り型の年齢も拡充してほしいなど、様々な御意見が寄せられております。そのような意見を基に、必要性を鑑みまして検討していきたいと思っております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） しっかりと意見を伺っておられることについて、安心いたしました。また、利用満足度に関しては、きちんと確認していただきたいと思います。安心して出産・子育てができる社会の実現に向けて、産後ケアの対象拡大と柔軟な運用をぜひお願ひいたします。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○主査（植草 毅君） ほかに。前田委員。

○委員（前田健一郎君） 一問一答で、3件お願ひします。

113ページの口腔保健支援センターと、116ページの歯周病検診についてです。歯科医師会との連携を教えていただければと思います。

○主査（植草 毅君） 健康推進課歯科保健推進担当課長。

○健康推進課歯科保健推進担当課長 健康推進課歯科保健推進担当課長です。

歯科医師会からは日頃の保健福祉の事業で御協力をいただいているが、歯科医師会の会長からセンター設置において、実行できる口腔保健センターをと御指摘いただきまして、センターの役割等を理解していただいて、点検しているところです。

センター設置によりまして、関係機関から歯科の課題が浮かび上がっておりまます。例えば、在宅医療の場での歯科の連携の仕組みをつくってほしい、歯科医師による食支援を推進していくとの御指摘が挙がっておりますので、その件に関しては今後歯科医師会と連携して、その仕組み等を今後解決していく予定になっていますので、さらに連携していく予定でございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 前田委員。

○委員（前田健一郎君） ありがとうございます。我が会派の阿部智議員も歯科医師出身でいらっしゃいますので、ぜひ。石川美香委員からもありましたように、歯の健康、口腔の健康が今全身の健康につながるとの認識が高まっているので、ぜひこれからも歯科医師会と協力して進めていっていただければと思います。

あわせて、117ページに特殊歯科診療がありましたが、これはどのような診療なのか、教えてください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

こちらは休日救急診療所において、平日に要介護高齢者や心身障害者児を対象として、一般歯科診療の受診が難しい方に、歯科医師及び麻酔科医によって治療を行っているものになります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 前田委員。

○委員（前田健一郎君） ありがとうございます。理解しました。

最後に、120ページの4番の（5）性感染症対策です。今は全く聞かなくなりましたが、HIVの検査を494件やっています。陽性は、どの程度出ているのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 昨年度の検査実績の中では、陽性者はおりませんでした。ゼロです。

○主査（植草 毅君） 前田委員。

○委員（前田健一郎君） ありがとうございます。陽性者がいた場合の対応を聞こうと思ったのですが、受診を勧めるなど、マニュアル等はあるのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 陽性の方が発生した場合は、今検査を医療機関に委託して実施してございますが、医療機関の医師が専門的な医療機関を紹介することになっております。また、その際には、保健所が派遣したカウンセラーが同席しまして、その方の心理的なケアにも当たることしております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 前田委員。

○委員（前田健一郎君） 安心しました。ありがとうございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） それでは、一問一答で行わせていただきます。

審査も大分長時間にわたっておりまして、すみません、お疲れのところだと思いますけれども、大事な決算審査でございますので、よろしくお願いいたします。

成果説明書に沿って順にお伺いします。まず、110ページの生活困窮者対策でございます。

他の委員からもたくさん質問が出ておりましたが、一点だけお伺いしたいと思います。

非常に物価高が長引いておりまして、本当に、恐らく一番影響を受けているであろう市民の皆様がやはり足を運ばれる先の一つが、この生活自立・仕事相談センターであろうと思っております。相談件数等の報告をいただいておりますが、なかなか件数だけでは読めない部分もございます。コロナ禍以降から見まして、昨年度そして現在に至るまで、状況や相談の傾向などをお伺いいたします。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

生活自立・仕事相談センターの新規相談件数につきましては、コロナ禍で急増した令和3年度にピークに達して以降、令和4年度に減少いたしました。しかし、それ以降は再び増加に転じております。

コロナ禍以降、複雑化する相談者像において、困窮の度合いや抱える困難さはさらに多様化しております、そのような経緯を踏まえて2025年4月に生活困窮者自立支援法が改正されております。この改正法の中では、居住支援、あるいは多機関協働などの支援について強化がされております。

この間、本市におきましては、全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会に向けて、包括的・早期的な支援に向けた取組と地域づくりのための取組、多機関が機能的に連携するための取組の3本を柱としました第3期の貧困対策アクションプランを本年3月に策定しております、これらの取組を推進してまいりところでございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。困窮の度合いや抱える困難さがさらに多様化しており、法改正もあり、ちょうどはざまの時期にあったのが昨年度かと思います。本市としても、この第3期貧困アクションプランを策定して取組を進めており、とにかく一番困っている方が恐らく集まってくるところだと思います。本当に、丁寧な対応をしていただきながら、そこで得られる相談内容の状況変化などを敏感に、的確に察知して、いろいろな関連施策を開拓していくけるかは非常に大事な取組だと思います。ぜひ、引き続きの取組強化をお願いしたいと思います。

続いて、112ページの重層的・包括的支援体制についてでございます。こちらもたくさんの方々から御質問がございましたので、一点だけお伺いしたいと思います。

福祉まるごとサポートセンターも一昨年途中から開設されまして、ちょうど昨年度は1年間を通して運用された状況でございます。こちらも、なかなか数字だけでは状況は分かりませんが、一方で、この福祉まるごとサポートセンターに寄せられるいろいろな、複雑多様な案件に対応いただいているとは聞いております。

同様に、やはりあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターなどにも、困難事案は持ち込まれると聞きます。特に障害者基幹相談支援センターも、もう最近は8050問題などが4割ぐらい相談の比率を占めると伺っております。

そのような中で、千葉市の重層的・包括的支援といったときに、あんしんケアセンターは少し毛色が違うのかもしれません、福祉まるごとサポートセンターや障害者基幹支援相談センターなどいろいろな関連機関があります。それらの関連機関がどのようにすみ分けて、あるいは連携しているのか。千葉市の目指す重層的・包括支援体制から見て、千葉市の現状をどのように見ておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

各専門機関におきましては、専門性の高い支援を行っておりますが、それのみならず、複雑化・複合化した困難事例に対しても断らない体制を構築しておるところでございます。その中で、福祉まるごとサポートセンターでは、それらの専門機関のはざまの課題を抱えている方や複合的な相談を受け止めるとともに、多機関共同事業者として、各専門機関の受けたその複雑化・複合化した相談に関係機関のコーディネート役として関わって、チームとして支援をしておるところでございます。

また、本市における包括的支援体制の構築につきましては、現在途上ではございますが、福祉まるごとサポートセンターで行っております多機関協働や支援者支援等を通じまして、関係機関がそれぞれの守備範囲を広げていくことで、そのようなはざまをなくしていくことをを目指しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。すみ分けとの聞き方をしてしまったが、本当にしっかりと関係機関がスムーズに連携して対応していくことが一番重要でございます。御承知のとおり、もう本当に時代の進展とともに、家族のつながりや地域のつながりがどんどん希薄化しています。これからも、問題はより複雑・多様化してくると思いますので、千葉市なりの、どうしたら持続可能な、より強力な対応体制をつくっていかれるのか。そういう意味では、昨年度はちょうど元年であったように私は思っております。

しっかりとノウハウを蓄積しながら、対応力も向上させていくところをしっかりと念頭に入れながら、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

続いて、113ページの、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というところをお伺いしたいと思います。拡充事業としてフレイルを疑われる方に、全6区まで広げて対応いただいだいございます。いかにこういった場に出てきていただくのかが、非常にこれも大事かと思います。

これも一点だけお伺いしたいのですが、参加者を拡大していくためにどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課です。

参加者の拡大に向けて、保健福祉センターに配置している医療専門職が、あんしんケアセンターや生活支援コーディネーター、公民館等の地域住民の活動拠点等と随時情報交換等を行いまして、通いの場などの地域資源を把握するとともに、引き続きフレイル予防の周知啓発に努めることで取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。こちらも、やはりフレイル予防の意味では、地域と密着した形での取組が昨年度からいよいよ始まったところだと思います。連携する先で公民館なども出していただきましたが、非常に大事なことでございます。担当所管ではありませんが、それこそ連携された公民館のほうも、やはり皆さんから寄せられる連携情報などによって、今度このようなプログラムをつくってみようということにもつながっていくと思います。

そういう意味では、お互いの相乗効果にもつながる取組だと思います。本当に、保健の分野だけではなく、いろいろな機関と連携しながら進めていただきたいと思いました。

続いて、116ページのがん検診についてでございます。

こちらも、受診者数に対して発見者数の数字を見ると、やはり改めて取組が重要だと感じております。

こちらも一問だけ伺いたいのですが、いかに受診勧奨にしっかりと取り組んでいくかが非常に重要であると思います。昨年度までの受診勧奨の取組状況と、さらなる拡大に向けた取組について伺いたいと思います。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

国要綱に基づき、がん検診受診率の上昇を目指し、一定の年齢の方を対象として、がん検診

無料クーポン券の配布やナッジ理論を活用した市政だよりでの広報、公共施設等へのリーフレットの配架など、受診勧奨に取り組んでまいりました。また、過去5大がん検診を不定期に受診している方や、罹患率が高いにもかかわらず受診率の低い年代、性別等で、年度途中に受診確認が取れない方などに対して、はがきによる再勧奨を行いました。

昨年度の取組ですが、ぜひ今年度の取組として、希望の虹プロジェクト、NHK、全国自治体の協働による、がん撲滅キャンペーン2025に参画し、メディアを活用したPRを行うことでがん検診の受診率向上を目指してまいります。

参考まで、このがん撲滅キャンペーン2025は、本日9月18日19時半から放送されるNHKの番組で、あしたが変わるトリセツショーで取り上げられます。また今後、NHK、希望の虹プロジェクトから提供予定のPR動画を、公共施設等のデジタルサイネージで発信する予定としております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。タイムリーな答弁で、今日NHKの番組でも取り上げられるとことでございます。こういう新たな取組は、もう本当に大いに評価するところでございます。

実際、受診率を私なりに少し伺ったところによりますと、それほど伸びておらず、おおむね毎年20%前半でずっと推移しており、勧奨を頑張っているけれどもなかなか増えてはいない。単純に増えていないから駄目ではなく、やはり少しでも伸ばしていくように頑張っていただきたいと思います。本当に、これでいいということはないと思いますので、受診勧奨はこれからもしっかりと頑張っていただきたいと思います。今日も、時間があれば私もNHKを見たいと思います。

続いて120ページの、医療衛生部のほうで斎場のあり方が検討されました。こちらも、いろいろ議会では答弁も出しておりますが、改めて昨年度行われた在り方検討で、調査研究の内容、結果、今後の取組の方向性を伺いたいと思います。

○主査（植草 毅君） 斎園整備室長。

○斎園整備室長 生活衛生課斎園整備室でございます。

まず調査研究の内容についてですが、死亡者数や火葬件数の推計、現斎場の火葬能力を踏まえたシミュレーション、施設の拡張や設備の増設、新設の可能性などについての調査研究を行いました。検討結果につきましては、この在り方検討の中において、近年の本市の火葬件数が増加している状況などを踏まえ、火葬が集中する12月から3月にかけての火葬事業に係るシミュレーションを行った結果、近い将来には期間中の全ての友引日開場を行ったとしても、需要が供給を超えるとのデータが示されたところです。

こうした状況を踏まえた今後の取組としましては、短期的なものといたしましては、冬場の火葬集中期における一層の友引日開場の拡大などを継続していくほか、中長期的なものとしましては新設も含めた斎場整備について、全庁的な調整を図りながら検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。調査の結果、近い将来、友引日開場を行っても、需要が供給を超えるとのデータが示されたことでございます。非常に、市民の皆様も関心の高いテーマでございます。一定の方向性が、この調査を通して見えてきたということでございます。着実な取組を改めて求めておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて122ページ、動物愛護の件について、3点ほどお伺いしたいと思います。

予定していなかったので一点確認したいのが、平成29年から始めた動物愛護事業の推進で、基金を始められたと認識しております。以前、私が何かの際に伺ったときに、令和6年度は特に寄附金額が4,000万円近くということで、非常に伸びてきていると伺ったことがございます。

改めてこの基金について、近年の推移と昨年度の実績、また増えた背景などについて、一点聞かせてください。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

まず、寄附金の実績についてでございますが、ここ3年間の実績を申し上げますと、令和4年度が、件数が522件で寄附金額が約870万円、令和5年度が、件数が1,013件で寄附金額が1,619万円、令和6年度が820件で3,980万円となっております。

伸びてきた要因ですが、動物愛護に関する寄附金につきましては、ふるさと納税の項目の一つということで募集させていただいておりますので、本市のふるさと納税の額が増えるのに合わせて増えているのではないかと考えております。

ただ、特に昨年度について金額が大きく増えたのは、1件大きな額の寄附をされた方がいたということで、若干特殊事情はあります。ただ、大きな傾向としては増えている状況でございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。増加傾向を認識しました。

昨年度、この取組を見ますと新しいセンター、仮称で今、愛護センターと言われておりますが、その基本計画が策定された年になります。つい先日も、この基本設計の基礎となる配置図案が示されまして、関係者から意見聴取が行われたと伺っております。

どの程度の、またどのような内容の意見が寄せられたのか、お伺いします。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

配置図案に対する意見募集の状況ですが、寄せられた意見の大枠としましては、市の獣医師会、それから9人のボランティアの方から、合わせて90件程度の意見が寄せられております。いただいた意見はかなり幅広いものになっておりまして、駐車場の台数から犬猫の収容室の形状、収容環境、動物管理区画の諸室の配置や動線の設定など、少し細かいところまで御意見をいただいたところでございます。

現在、動物保護指導センターと共に、いただいた御意見への対応について検討を進めているところでございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。90件の意見を大切にしていただきたいと思います。

この支援センターの整備に当たっては、ここに至るまでボランティアの皆さんとの意見交換会や有識者等の在り方懇談会などが行われてまいりました。また、所管部門としても先進市の取組などを視察研究されたと伺っておりますので、大いに期待しております。

そのような過程も経ておりますので、その過程を経た成果をぜひ伺いたいと思います。どのような部分に、どのように反映されているのか。今は基本設計が始まっているところでございますが、千葉市ならではの取組や先進市並みに何か力を入れているポイントが何かあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

今、委員からもお話のありましたとおり、センターの整備に当たりましては、意見交換会や懇談会で検討を進めてまいりまして、動物愛護管理行政の在り方を策定し、この実現に向けて施設整備の基本計画や現在の基本設計を進めているところでございます。現時点ではまだ基本設計の途中で、諸室の配置を含めまして決定の状況ではないですけれども、これまでの過程でいただいた御意見や、職員が視察した他自治体の施設なども参考にしまして、幾つか、このような形で進めていきたいことを具体的に申し上げます。

例えば、動物福祉に配慮した犬猫の収容環境の改善ということで、収容室の形状や配置、設備面での対応、屋内運動が可能な空間の配置などを考えております。また、収容された犬猫の譲渡の促進に向けまして、複数の順化部屋をつくることや、ふれあい室、対面室などを配置することを検討しております。また、動物福祉の向上や動物愛護の発信のために、多目的ホールを中心に大人数の利用が可能なスペースの配置や、周知啓発につながる展示スペースの設置、さらには市とボランティアの連携、ボランティア相互の交流促進のための交流室の設置などを検討しております。

これまでの経緯を踏まえた、特徴を持つような施設となるように、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。このセンターは、もう本当にセンターの職員だけではなかなか成り立たない時代でございます。そういうものを支えていただく獣医師会の皆さんやボランティアの皆様方、あるいは市民の皆さんのが支えがあって、恐らくセンターの運営はなされていくことになる。そんな時代になってまいりますので、動物行政をめぐるこの社会環境の変化にもしっかりと対応しながら、基金もたくさん集まっていると最初の答弁でもございましたので、そういった基金などをうまく活用しながら、ぜひ、この辺りは千葉市は少し違うというポイントを、何か施設の中に盛り込むことも今後検討いただいたらいいのではないかと思いました。よろしくお願ひいたします。

続いて125ページの、高齢障害部の介護人材の確保についてお伺いしたいと思います。

この人材の確保は非常に大きな問題になっておりまして、いろいろと一般的な推計で見ますと、介護が必要になる方も2020年の682万人に対して、2040年には約1,000万人になるのではないか

いかと言われています。ところがここにきて、介護職員数が全国的に見ると減少に転じています。また、東京商工リサーチの発表によりますと、令和6年の介護事業者の倒産が前年から4割以上増えた、休廃業や解散も最多の600件に及んだなどの話もあります。これは都市部とは違う全国的なお話でございますが、今後、介護難民なども言われており、いかに介護人材の確保がこれから大事かが、今、深刻になっているわけでございます。

そのような中で、千葉市の場合、新規事業として少しでも処遇改善につながればとのことで、処遇改善加算等の取得支援に取り組まれたわけでございます。どのように総括しているのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

昨年度の実績につきましては、新規または上位加算取得の希望がありました19事業所にアドバイザーを派遣し、そのうち現時点で9事業所が加算取得につながっております。取得率が既に9割を超えておりましたことから、今後はこの事業の見直しなども含め、引き続き実効性のある支援に努めてまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） すみません、もう少し詳しく聞きたいと思います。取得率が既に9割を超えているのは、全体では9割を超えているけれども、千葉市の事業では19事業所に対して、実際に加算取得につながったのは9事業所に至っていると、つまり、全く思ったように進んでおらずこの事業の見直しを考えているということなのか、もう少し詳しく、何をどう見直すのか、コメントをいただきたいと思います。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課課長補佐。

○介護保険管理課長補佐 介護保険管理課でございます。

現状で取得していない事業所についてですが、利用者が少ないと、事務量に対して加算が見合わないこと、それから医療併設などの事業所がございまして、医療のほうには加算がございませんので給与の公平性を欠く観点から、あえて取得をしない事業所がございます。

そのような事業所などのニーズを鑑みまして、今後在り方、もしくはより実効性のある方策を検討していかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） よく分かりました。ぜひ実効性のある取組に、また見直しもしていくいただきたいと思いました。

続いて、127ページのこども発達相談室です。こちらは、質問もありましたが、要望のみでございます。

本当に、昨年度から始まった取組も大変評価しておりますし、いろいろ都度状況も聞きまして、おおむね順調に運営されていると伺っております。専門職などの配置も的確にやりながら、こちらもこれからまだいろいろ状況は変わっていくと思います。相談者の状況をしっかりと踏まえながら、専門職の充実も含め、しっかりと取組を行っていっていただきたいと思います。要望でございます。

続いて、128ページ、障害者自立生活訓練になります。

こちらも要望です。先ほど、質問もほかの委員からございました。拡充事業として、視覚障害者自立生活訓練にスマートフォンの研修ということで、本当に、広くデジタルデバイドの解消を会派としても訴えてきました。当然、高齢者だけではなく、やはり障害者のデジタルデバイド解消も大きなテーマでございますので、この取組をさらに充実していただきたいと要望いたします。

一点だけ、障害者の自立支援について、これは、昨年の決算でも伺いました。私も個人的に令和元年第3回定例会の一般質問でも触れさせてもらい、以降会派でもずっと求めてきた、障害者の優先調達のお話でございます。

昨年度は新しく何かルールなども策定し、非常に頑張ったというお話を聞いております。この障害者施設などの優先調達で、近年の推移と、昨年度はどうだったのか、どういうことをして増えたのか、その辺りについてのコメントをいただきたいと思います。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

まず、優先調達の今までの推移ですが、ここ3年間では令和4年度が約780万円、令和5年度が約600万円、令和6年度は約4,500万円と、直近7倍以上の伸びになりました。

具体的にどのような取組をしたのかについては、まず全庁を挙げてやっていこうと各局に私どもから働きかけるとともに、局部長の集まるところで何度も勧奨するなどして、全庁的な体制をますより強く整えた、意識を高めたことが一つでございます。

もう一つは、当課に専任の担当職をつけまして、その職員が各局に、こちらから、何か障害のある方に提供できる仕事はないかとのことでセールスをし、調達案件を取りに行つたことです。そして、施設に対してもネットワークをつくり、どのような施設でどのような仕事ができるかを突っ込んで調べ、結びつけていったことが成果と考えております。

今年度以降も着実に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。本当にすばらしい取組で、7倍の成果が出せるのはとにかくすばらしいという感想でございます。この主要成果説明書には、なかなかこういうものが載らないのが残念ですが、このような取組をまたぜひひたたえながら、また次なる取組を続けていただきたいと思いました。

続いて、132ページの自殺対策に触れようと思ったのですが、時間がなくなってきたのでこれも要望だけにしておきたいと思います。

一応、新規事業として、女性の心の健康対策講演会を実施していただいております。近年、困難を抱える女性、また子供の自殺が非常に増えてきてまして、特に令和6年のデータでも小中高生を全国的に見ますと、統計を取ってから最高の自殺者数になっているとのことです。やはり、この若者、子供、それから困難を抱える女性の自殺防止は、今回講演を1回やっていただいてますが、ぜひもっと充実させるように頑張っていただきたいと思います。

今年の予算の討論でも私は申し上げましたが、全国的に普及されている共通ダイヤルのようなものがございます。子供には24時間子供SOSダイヤルや子どもの人権110番、また困難を

抱える女性にはシャープ8778などがあります。このようなものも、しっかりと千葉市としても普及しながら、ぜひ少しでも自殺対策につなげられるように取組を強化していただきたいと思います。

続いて、134ページの介護保険関係です。

こちらも、先ほど小坂委員からも同様の質問がございました。この千葉市の地域包括ケアを見たときに、生活支援コーディネーターがどのように存在しているのか、またコミュニティーソーシャルワーカーも、やはりここ数年かけて何とか人数を増やしてきて、配置もされてきたのだと思っております。

一方で、先ほどの福祉まるごとサポートセンターとも少し絡んでくるのかもしれません、地域の福祉といったときに、やはり幾つかのこういうプレーヤーがいらっしゃる中で、地域活動者から見ますとどのような働きをしているのかと、その存在感がなかなか見えてこなかったり、あるいはすばらしい働きをしていただいているのかもしれません、その事例もなかなか聞こえてこないものですから、どのように地域包括ケアの中でこのような方々が位置づけられて活動しているのかは非常に気になっております。

あえて質問はしませんが、ぜひこの辺りもよく整理しながら、千葉市なりの形をしっかりと確立しながら、特に2025年は、この地域包括ケアの目標年次でもありました。次の時代に向けて今の課題を整理しながら、発展していっていただきたいと思います。

ただ、質問しておきたいものが幾つかあります。先日もあんしんケアセンターのセンター長の方々との懇談会を公明市議団でやらせていただいたのですが、そのときにあった問題を少し聞いておきたいです。

例えば、訪問サービスにおける駐車場問題があるそうです。都心部では訪問サービスに行つても、駐車場の料金が非常に高くて、サービス料などいろいろなことを換算してもなかなかプラスにならない。訪問サービス自体が成り手がない問題があり、郊外は郊外で駐車スペースがなくてどこに止めたらいいのか問題がある。少なくともこのような駐車場の問題は解決すべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、あんしんケアセンターのセンター長から話が出たのが、やはりハラスマントの問題です。特に、利用者と接したときに非常に厳しい環境に置かれたことがありますと、皆さん口々におっしゃっております。このハラスマントの問題は、千葉市でも今生懸命職員を対象に調査をやっていただいてると聞いていますが、そこにあんしんケアセンターなどは入っているのですか。

すみません、2点ほど、この現場から出た声についての質問をさせてください。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

訪問系の介護事業所が利用者宅を訪問する際の駐車場所についてです。駐車許可要件の明確化や申請手続に係る運用の簡素合理化を図るため、今年の3月末に警察庁から通達されておりまして、駐車許可の運用の見直しが行われております。本年7月までに運用開始となっておりますので、本市としましてはその県警による運用を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

ハラスメントの問題につきましては、本市が令和6年度に実施しました、市民等からの著しい迷惑行為に関する職員アンケート調査では、特別職を除く本市全職員を対象に実施したものであり、あんしんケアセンター職員は対象ではございません。

今後、あんしんケアセンターの職員向けのハラスメント問題に関する調査の実施については、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

後者のほうは、対象になっていないとのことでございましたが、やはり一番市民の暮らしの最前線に接する、はっきり言って行政職員的な位置づけかと私は思います。ぜひ、そのようなところも念頭に置いた対策を何か考えてください。対策や、やはりそのような意識で、ぜひ職員の皆様にはあんしんケアセンターの職員も同様に、一番厳しい局面に出向いていっているのだと、この人たちの状況もよく聞かなければならぬような意識を持っていただきたいとぜひお願ひしたいと思います。

駐車場のほうは少し分かりにくかったのですが、7月から何か運用開始になっているとのことでした。これによって、要するに駐車料金の問題などが、あるいは解決に結びつくかもしれないという認識でよろしいですか。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

駐車許可を警察からいただきますと、例えば、交差点から5メートル以内など、もともと駐停車が禁止されているようなところは除外されないので、許可を受けた場所につきましては道路に駐車ができることになります。その結果、駐車場を使わなくても済むということが生じるということを御理解いただければと思います。

以上です。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 分かりました。いずれにしても、現場ではそういう問題や課題の意識があつて、なかなか大変だとのお話があります。7月から運用されている割には私もつい先月伺ったばかりの話ですので、そのような情報が共有されているのかとも思います。あんしんケアセンターを多くの人が応援したい気持ちなので、その人たちが働いている現場で困っていることを的確に直していくことも、この決算を見ていく上で大事な取組ではないかと思います。ぜひともお願ひしたいと思います。

○主査（植草 毅君） 10分前です。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 最後になります。これは、もう一言、質問なしになります。

令和6年といいますと、孤独・孤立対策推進法が施行になりまして、特に単身高齢者の支援の強化がうたわれ始めております。そこでは買物や通院といった生活支援だけでなく、亡くなられた後の事務手続のようなところまで、高齢者の終身サポートの取組が全国的に始まっています。

千葉市のこの地域包括などの仕組みも、2025年を迎えて、次のステップに行くときに、恐ら

くこのようなところでまた視野を広げながら取り組んでいくことが求められるのではないかと思います。ぜひ決算を踏まえて、2025年から次の地域包括ケアを、よくよくこのようなところも見据えて取組を進めて行っていただきたいと求めまして、終わりたいと思います。

○主査（植草 毅君） ほかに。中村委員。

○委員（中村公江君） 一問一答でお願いいたします。

まず、国民健康保険についてです。

国民健康保険の決算状況についての市の見解と、加入率が下がっている原因についてお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

国民健康保険の決算につきましては、近年の傾向と同様に、令和6年度も被保険者数の減に伴いまして、保険給付費等の歳出、あるいは県支出金保険料などの歳入規模は減少しているところでございます。一方で、1人当たりの給付費や、あるいはその保険料につきましては増加傾向となっていることから、引き続き保険料の上昇抑制のための歳入確保や歳出抑制に、引き続き取り組んでいく必要があるかと考えております。

また、加入率でございますが、団塊の世代の後期高齢者医療への移行に伴う被保険者の減少などが、人口に対する千葉市の被保険者数の割合減少の主な要因と考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 後期高齢者へ移行したこともありますが、定年後、少ない年金、または受給できるまでの間に高い国民健康保険料を払うよりも、働いて社会保険料で対応する60代以降が増えているのではないでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

特定の年代の、社会保険の加入の動機や理由の状況については把握しておりませんが、国による企業の高年齢者の就業確保措置が拡充されたり、あるいは昨今、令和4年度、6年度と社会保険の適用拡大が実施されたこともございまして、そのようなことも国民健康保険の被保険者数が下がっていく要因であったと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） そもそも、その低所得者が圧倒的多数を占めているながら、高い国民健康保険料を払えない家庭も増えています。保険料の引き下げを進めるべきではないですか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

1人当たりの医療費の増加が続く中、国民健康保険を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、やはり一定の保険料を御負担いただくことはやむを得ないものと考えております。一方で、国民健康保険は他の医療保険と比べましても、高齢者や低所得者の方々が多い構造的な課題を抱えていて、財政基盤がやはり脆弱である課題がございます。

したがいまして、国庫等の公費負担のさらなる引上げにつきまして、引き続き今後も国に要

望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 国民健康保険の収納率が82.8%で、前年の83.1%よりも下がっています。その他の収納率と比べて低い数字になっているのは、国民健康保険料が高くて、払いたくても払えない人が増えているのではないかと思いますが、見解を伺います。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

収納率につきましては、口座振替の推進や納付勧奨を積極的に進めているところではございますが、高齢化の進展に伴う団塊世代の後期高齢医療への移行によって、例えば、年金から特別徴収される方々の割合が減少している状況がございます。また、それ以外にも、例えば、日本人に比べてどうしても収納率が低い状況にある、外国人の被保険者の増加の影響も一因としてあると考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 外国人がどのぐらい入ったから、収納率に直接影響があるかどうかは、また別のときに確認していきたいと思います。

ちなみに、国民健康保険は家父長制が残ったままとなっています。夫が社会保険に加入しているのに妻が国民健康保険の場合でも、宛名は全て夫の名義で資料が郵送され、とても紛らわしいものとなっています。ほかの自治体ではこうした在り方を是正する動きが出ていますが、千葉市はそのままとなっています。改善すべきではありませんか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

国民健康保険では、制度上、世帯主が保険料の納付義務を負うことになっております。国保に加入していない方が世帯主である場合においても、世帯主宛てに各種通知が行くことになっております。

一方で、国の取扱いに基づきまして、保険料の納付義務、あるいはその他の届出等、法律上の義務などの履行が見込めるといった一定の要件を満たされる場合については、国民健康保険上の世帯主を変更することも可能となっているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） それでは、その実績はどのぐらいありますか。周知はされていますか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

今、手元にその実績等は特段把握してございませんが、個々に、窓口などにおいて世帯主の方あるいはその被保険者の方から相談があった際には、相談に乗って必要な対応を取っている状況でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） そもそも、相談ができるように思う人が、それほどいないかもしれません。そういう意味では、できるだけこのような紛らわしい状況は改善できたほうがいいのではないかと思っています。

そのような意味では、私たち議員などもそうです。夫が別のところで働いていて、それなのに夫宛てで物が来ます。ほかの地方自治体の議員の方は、それについては改善を求めて、実際にはそのように改善されたと言われていますので、改めていただきたいと思います。やはりこのジェンダーの問題も含めた戸籍の在り方が、この制度の中では矛盾していると思っているので、それは是正していただければと思います。

先ほどの国民健康保険の問題では、所得が200万円以下の被保険者世帯数が約65%と、先日の国民健康保険運営協議会の中で資料でも示されています。低所得の世帯が多いことを分かっているながら高い保険料を払わざるを得ないことについては、検討し直すように求めたいと思います。これは要望です。

次に、葬祭費についてです。現在、幾ら支給され、受け取っている方は葬儀をして請求しているのか、その実績について伺います。また、亡くなった方に対してどの程度の比率か、直葬で対応している人は何人か、お示しください。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

葬祭費につきましては、支給額は一律5万円となってございます。これは、亡くなった被保険者に係る葬儀を行った方に対して支給しているものになります。支給実績でございますが、令和6年度は1,064件、令和5年度が1,017件となってございます。

一方で、国民健康保険の死亡者数でございますが、令和6年度が1,284件、5年度が1,178件で、単純に割り返しますとおおむね8割から9割程度の数字になります。しかし、葬祭費自体は葬儀をしてから2年間請求ができることになってございますので、必ずしも死亡した年度に葬祭費を申請していないことになります。したがって、今言った数字につきましては、正確な支給率の意味ではなかなか捉え難いものかと考えております。

なお、直葬で対応している方の数については特段把握しておりません。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） ほかの政令市なども、葬祭費の支給は今5万円がほとんどですが、渋谷区では5万円にプラス見舞いの形で7万円支給されています。亡くなって直葬する方もいますが、家族で葬儀をする方もあり、葬祭費は多くの方に利用を周知すべきではありませんか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課です。

葬祭費につきましては、各区役所のおくやみコーナーでの御案内や各種手続をまとめたおくやみハンドブック、あるいはホームページなどによりまして周知を図っているところでございますけれども、引き続き、より丁寧な手法があるかどうかについては、継続して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） ぜひ、葬儀も決して、安く最低にと思っても、結構かさばってお金がかかります。先日も、亡くなった方がこれから葬儀をするときに、この葬祭費がありますと言ったら、それは知らなかったからこれから請求するという話をされていました。こちらも、そういうつもりでいろいろな方に呼びかけなければいけないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に休日救急について、先ほども少しありましたが、現在休日で救急を受けられるのはどのような科なのか。また、歯科は604件とありますが、休日体制で受診できるのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

休日救急診療所で診療を実施している診療科は、内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、そして歯科の7科になります。歯科についても、歯科医師や歯科衛生士が対応しております。なお、ゴールデンウイークや年末年始等の患者が増える期間については、医師や歯科医師を増員して対応しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 東京歯科大学がなくなり、医師の派遣に影響があるのではないかと住民の方から言われたのですが、影響はどうですか。

○主査（植草 毅君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

東京歯科大学が現在診療を行っていますが、少し体制を縮小した後についても、千葉市歯科医師会の会員の御協力を得ながら、診療を問題なく継続できているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 分かりました。以前、休日救急でいろいろな科を千葉市はやっているので、船橋市で、耳鼻科か眼科か、なかなかないので千葉市まで来て受診ができる助かったとの意見があります。ぜひ、科を多く整えておくのは大変かと思いますが、休日は特にほかに受け手がないので対応していただきたいと思います。

次に、がん検診についてです。胃がん検診に胃カメラも並行して実施できるようになったのは、いつからでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

平成29年度から実施しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 胃カメラの受診は、どの程度希望がありますか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 内視鏡検査ですが、50歳以上で2年に一度選択できます。令和6年度実績では、5歳以上（後に「50歳以上」と訂正）の受診者2万8,286人のうち、約半数の1万4,035人が内視鏡検査で受診しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 一般的には保険診療で行う場合が多いですが、自費としての扱いで行われますか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 がん検診は病気の治療を目的としたものではないため、保険適用外で自己負担となります。検診の結果、精密検査が必要と判断された場合など、精密検査費用については保険費用となります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 精密検査も含め、がん検診で内視鏡検査をして、その際にポリープがあればその場で取ることなどもしていると思います。それが結果的にがんであれば、バリウムを飲むよりも胃カメラのほうが結果的にがんを見つけやすかったという中身になっていると理解してよろしいですか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

がん検診の結果で異常が発見された場合、以降の検査や治療処置につきましては健康保険診療の形になります。基本的に、健康保険診療の原則としては、自費診療と健康保険の診療が同日のところは認められていない理解であります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 何度も胃カメラを飲むのは、受ける側からするとたまらない感じがあります。だから、最初は検診として受けて自費でやろうとしていたけれども、例えば、ポリープがあってそれを取らなければいけないなど、がん化したようなものを取るような形になれば、それは保険診療へと切り替わる可能性もあると理解していいのですか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

そのようなことにつきましては、やはり検査、診療、治療をしました医師の判断と考えております。こちらとしましては、検診費用が検査をしたことで請求が上がればお支払いをしているので、その辺りの実態につきましては、細かい数字などは持ち合わせておりません。実態把握はしておりません。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） しかし、このがん患者の受診者数が3万1,000人で要精密検査が2,380人、がん患者97人発見中、内視鏡検査が83人と考えれば、バリウムよりも胃カメラで実際に中を見てチェックできる点では、全体を撮るときには確かにバリウムのほうが早くいろいろ検査ができることでスクリーニングができるけれども、がんを発見する点では本当は胃カメラをやられたほうが、本人の負担は結構大変ですが、やられたほうがいいかとも思いますので、その辺りをうまくPRしていきながら進めてもらえるとありがたいと思いました。

次に、生活保護者の受診率についても、いつも引き上げるように求めています。この間、何か対象者に働きかけなどを行っていたでしょうか。受診率は上がったのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 生活保護受給者も含め、受診勧奨通知の送付など、受診率向上の取組を実施しております。なお、生活保護受給者のみの受診率の統計は取っておりません。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 検診の案内の最後のほうに、小さく、生活保護の方は無料ですと記載がありますが、プライバシーに配慮しつつもより分かりやすく示してはどうかと思います。いかがですか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

掲載する情報量も多く、これまで試行錯誤を繰り返しながら現在の案内になっております。周知啓発につきましては、保護課や区社会援護課とも連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） ずっとそう言っていて、あまり率が上がっていながらこの何年間もの実態です。本当に、目標を持ってきちんと検診するなどしていかないといけないかと思います。また、受診をするときに、受診券や医療券など、一般的に生活保護の人は身軽に受診できないので、どうしても検診のハードルが高いです。

そういう意味で、これは無料です、だからぜひ受診してくださいとよほど言わない限り、ここで治療や早期発見・早期治療が、結果として保護費や医療費の削減にもつながるのです。したがって、やはり検診は健康支援課だけではなく、保護課とも本当に連携して対策を講じていただきたいと思います。

それをするには、やはり 1 ワーカー当たり 80 人を超えているようではそういういたきめ細かな対応ができません。そこへの人数は、きちんと増やしていただきたいと思います。

次に、いろいろ出ていたのですが、歯周病検診の問題です。

40 歳以上の受診者で 4,679 人中、要指導・要医療が 4,205 人の数字をどう評価していくのか。30 歳に広げた理由と、今後の対策をお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

受診した約 9 割の方が要指導・要医療であることは、歯周病が広い世代に蔓延していることを示唆しており、早期の発見と適切な対応や治療が必要であると認識しております。また、国が生涯を通じた歯科検診の機会を確保し、歯・口腔の健康の保持増進を図ることを掲げる中で、千葉県全体では 30 歳代の検診受診者の約半数が歯周病に罹患しているとのデータもあり、本市では 40 歳未満の就労世代における検診機会を提供するため、令和 6 年度から 30 歳も対象に加え歯周病検診を実施しております。

若い世代から口腔の健康を保つためには、日常的なセルフケアとともに検診を受けることが重要であることから、引き続き周知啓発に努めるとともに、受診率の向上に向けた取組を推進

してまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 歯周病検診を受診する方は、自分の症状が気になって、この機会で検診を受ける動機づけになるから、結果的にそのように気になって受診し、かなりひどかった実態になったのではないかと十分理解ができます。早めにしていくことより、頻回に受診できるように早期発見・早期治療が必要ではないでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

受診する方が自分の症状に关心を持ち、検診を受ける動機づけとなることは非常に重要であると考えております。歯周病は全身の様々な病氣にも関係していると言われていることから、早期発見と早期治療は健康増進において欠かせないことと認識しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 30代の半数が歯周病に罹患とは、非常にショッキングな状況だと思います。また、より若い人のほうがより健康の面や食事の食べ方などいろいろなところが偏っているので、さらにこれから増えるかと思います。

そのような意味では、歯の検診は自分が痛くなれば受診はしますが、そうでなければ日常的にきちんと受診しようなど、なかなかできません。忙しいと、さらにそうなるかと思います。何かしらいろいろな普及啓発を、例えば、区民まつりなどいろいろなところでチェックするシートなど、御自分は大丈夫ですか、思い当たることはないですかなどと、もう少し若い世代にもアピールしていただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、物価高騰重点支援給付金の件です。この実績は、対象者の何パーセントぐらいだったのか。かなり呼びかけて大分増えていたかと思いますが、その効果についてどう評価しているのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長 税制課調整給付担当課でございます。

まず、物価高騰重点支援給付金でございます。こちらの年度の繰越しと、3種類がこちらは記載されておりますが、ほぼ支給率としましては95%程度でございます。その下の定額減税調整給付金につきましては、95.4%の支給率になっております。

効果ですが、実際にこちらは交付金を使っておりますので、今年度はまだ発表されておりませんが、千葉市としてこの国の交付金を使った評価をこの後していくところでございます。実際に低所得者の方等に向けて給付しておりますので、一定程度の効果はあったのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 特に所得が低い方に対して物価高騰で対応するので、ほとんど預貯金よりは消費をすることになれば、結果的には御本人の生計も助けつつお金が回るという点では、経済効果にもつながっていくかと思います。それはまた翌年辺りに、どのように変わったなど

と分かるものですか。何か指標など、今後そのようなことを評価していくことはあるんですか。

○主査（植草 毅君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長 税制課調整給付担当でございます。

この結果については内閣府が発表しておるのですが、実際にそこまでの細かい、どれだけ指標が上がったかなどはございません。定額減税に関してどうだったかなどの指標で、実際に一定の効果はあったような記載はございます。

私も報道ベースで知っている限りでございますが、国のほうでこの効果について検証を進めてほしいと総理が指示をしたという報道を聞いておりますので、今後、このような給付金の効果がどうであったかの発表は出てくるのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 先ほど95%や95.4%とのことで、ほかのこういう対策を講じたときから比べるとはるかに高い実施率だと思います。ただ、そうは言っても、かなり切羽詰まったような方に対して残り5%ができなかつた辺りはどのように課題があるのか、もししくはどのように評価しているのかをお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長 税制課調整給付担当でございます。

こちらの95%の数字ですが、近隣の政令市で見ますと千葉市は多少高いほうでございました。今回、この給付金は低所得者に対しても、定額減税の調整給付に関してもですが、国からの譲渡契約の形になっておりまして、実際にコールセンター等の問合せもあるんですが、私は要らないと拒否される方も一定数おります。

そういう中では、100%に持っていくことは厳しいんですが、やはり手続が難しくてできない方がおりましたら、少しでも分かりやすい申請方法を考えて、もし今後給付事業があったときには申請率を伸ばしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 分かりました。これから2万円の給付がある、また子供に2万円の加算があるなどの話も出てきます。要らない方に無理に勧めることはありませんが、必要な方が本来はきちんともらえるように対応していただければと思います。

次に、福祉まるごとサポートセンターの件です。ちなみに電話の回線はどのぐらいあって、役所は平日だけですが土曜日もやっているとのことで、利用者が利用しやすいなど、その辺りの評価がもししあればお聞かせいただけますか。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

福祉まるごとサポートセンターの電話回線ですが、電話機自体は4台、回線としては2回線となっております。

土曜日の状況ですが、どの程度土曜日に相談が来ているかの資料が今手元にありませんが、一定数の需要はあると考えております。ただ、平日よりも土曜日の方が少ない現状ではございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 福祉まるごとサポートセンターが非常に頑張ってくださっているのは、昨年私たちも視察をさせてもらい、つい最近もお世話になったんですけども、電話をして話中であると、やはり切羽詰まって電話をしたいと思ったときに、なかなか電話がつながらなくてタイミングを逸してしまるといろいろ困るかと思います。かと言って、かけたところで出るだけの人がいなければ、回線を増やしてもどうかは確かに悩ましいのですけれども、電話以外に何か、メールなどで相談できるのですか。例えば、電話がつながらないときにどうしたものかと思ったので、そこへの対応はどうか。お願いします。

○委員（中村公江君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

電話がつながらないなどの苦情があるようなことは現状では聞いてはおりませんが、電話以外にも、今おっしゃったメールや来所等で相談は受け付けております。そのような形では、受けることはできるかと思います。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） メールも来所ももちろんできるのは分かりましたが、電話でやり取りしたほうがその場で早いことは確かなので、もし電話がつながらなくても、話中より録音できるようにしておくなど、結局、何度かけてもつながらない、この前はかけてもつながりませんでした。せっかく電話をかけていただいて、こちらもかけ直そうと思っても、なかなかつながらないときがありましたので、それは私だけではないのではないかと、ほかの人もそういうことになるのではないかと思いました。

また、仕事をしている人からすればやはり土曜日のほうが相談できる点で、土曜日にしていただいていることはとてもありがたいと思います。土曜日に相談したらもう月曜日にすぐに電話が入った点では、非常に早いと、そのレスポンスの早さに非常に感心しました。そのようにやれる内容も大変で、しかも前に訪問したときは、これからまた訪問で出かけなければいけませんとのことでした。

そうすると、時間は決まっていても、職員の方は相談者に合わせて時間がどんどん伸びていくと、今の人員で大丈夫なのかということも少し気になります。そのように、職員の方が、複雑な相談だったり、ほかと連携したり、またいろいろな相談者に対応したりとなると、人員のさらなる充実も、関係する方とも相談しながら増やしていくったり、体制を整えていくことも大事かと思います。その辺りはどうですか。

○主査（植草 毅君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

人員につきましては、必要に応じてこれまでも増員してきたところでございまして、現状において相談対応が回らないなどの状況にはないものと考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 実際に、まだそれほど全てを皆さん知っているわけではないのです。

今回も、あんしんケアセンターの対応も含めて区役所の対応はどうなのがかと思ったときに、福祉まるごとサポートセンターに頼んだらその後すぐに、結果的にはいろいろな解決策的なことができたようなこともありました。やはり、最後のとりでです。そういうようなところが、これからもっと高齢化していくって、もっと身寄りがないなどして、本当にどんどんここに頼もうと思うケースは、もう無尽蔵に増えるように思います。

私も今度、身寄りのない人の支援の質問もしますが、そのときに何か持つていかなければいけないものも、福祉まるごとサポートセンターの奥にいろいろとあります。例えば、靴が欲しい、何が欲しいなどと言われたときに、ストックしてあるものが少しまだ不十分だと思います。だから、そのようなものをもっといろいろなところからもらって、もしくは調達もする、予算化もするなどしながら、何か手立てをすることも必要になってくるかと思っています。

個々人の努力に任せてするよりは、もう少しそのようないろいろなお困り事に対して。全部、何でもかんでもできるかということはありますけれども、ただ、かなり切羽詰まった方、かなりお金がない方などの対応もされると思うと、そこへのもう少し財政的な、もしくはある物のリサイクルも含めて有効活用できるといいと思いました。

その辺りが、今後、部屋もそれほど広くないし、もう少しそのようないろいろなものもストックした上で対策を講じていただけるといいかと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、少し意見だけ述べます。先ほど、認知症の早期発見の点では健診があります、チラシを配布しますとの話でしたけれども、やはりあの人は大丈夫か、最近少し話している内容がおかしいなどと、割と御近所で気づく方がたくさんいると思うのです。そういう方からどうやって、尊厳もあるので単純な進め方はとても難しいかもしれません、どなたかからきちんと情報は得た上で、適切な方がその方に受診をもう少し呼びかけるやり方もあります。

先ほど言ったように、認知症が疑われる方は健診を受けるでしょうか。認知症になっている人は、まず自ら健診は受けません。日にちも時間も予約も忘れてしまうような人が、健診を受けますか。家族が連れて行って健診を受ければ行けるかもしれません、本当に認知症の人の立場や認知症になりそうな人の立場へのアプローチとしては少し弱いと思います。

そこは、もう少し、認知症になりそうな人に対しての御家族も含めたアプローチを、近所も含めていろいろな人から全体として、特に独りで暮らしている人は、何も関わっていないとどんどん認知が進んでいくと思います。潜在的に非常に増えることをできるだけ予防して、できるだけ進行を遅らせるような治療を早めにすれば、もう少しいろいろな被害が少なくて済み、本人のクオリティー・オブ・ライフもよくなるかと思います。

その辺りはお互に努力しながら、決して行政だけに任せるつもりではありませんが、少し知恵を出し合いながらもう少し工夫していったほうがいいと申し上げて、終わりります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。度々、申し訳ございません。

先ほど、中村委員から胃カメラの受診がどのくらいの希望者かのところで、令和6年度の実績で50歳以上の受診者と正確にはお伝えしなくてはいけないところ、5歳以上の受診者と申し上げてしまったようです。大変申し訳ございませんでした。

失礼いたしました。

○主査（植草 毅君） 以上で、保健福祉局所管の審査を終わります。

保健福祉局の方々は、御退室願います。御苦労さまでした。

[保健福祉局退室]

### 指摘要事項の協議

○主査（植草 毅君） それでは保健福祉局所管について、指摘要事項の有無、またはある場合、その項目について御意見をお願いいたします。

なお、一分科会当たりの提案件数は原則2件までとなっておりますので、よろしくお願いいいたします。また、仮に発言がお一人であっても、内容がふさわしく、反対する意見がなければ、指摘要事項とすることは可能とされておりますので、このことを御理解の上、御協議いただきたいと思います。

それでは、保健福祉局所管について、指摘要事項の有無、またある場合はその項目について意見をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 先ほど、歯周病や健康診断など、やはりその辺りをもう少しきちんと受診を引き上げる辺りはどうなのかと思いました。また、酒井委員も言っていましたが、動物保護指導センターが先々できるに当たって、やはり市として、きちんと動物愛護も含めて、結構動物に対しての関心も支援もとても高くなっていますから、その辺りの対策はもう少し講じてみてはどうかと思いました。

ただ、基本は正副主査にお任せします。

○主査（植草 毅君） 今の御意見を踏まえて、ほかにないですか。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 認知症ですが、現在本市が行っているのは認知症のチェックだけなんです。大切なことは、あなたが認知症ですと調べることではなくて、その後しっかりとその方がその人らしく安心・安全で暮らせる環境をつくることが必要です。権利擁護といいますが、そこをしっかりと整えていただくことを要望したいと思います。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） フレイル予防やフレイル改善の事業が結構あったと思いますが、それをやれる場所を開拓したり、ここにありますところにつなげてあげる人をもう少し拡充したりしてもいいのではないかと思いました。地域コーディネーターとCSWなど、住民の方々をつなげられる、また問題を見つけられる方を増やすことが非常にいいのではないかと思いました。

以上です。

○主査（植草 毅君） では、ただいまの意見を踏まえて、正副主査において保健福祉局の指摘要事項の案文を作成させていただき、9月26日金曜日の本会議散会後に開催される分科会におきまして、御検討をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。次回は9月22日曜日10時より、保健消防分科会を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

御協力ありがとうございました。

午後3時14分散会